

令和 2 年

第 1 回浦幌町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 2 日 開会  
令和 2 年 3 月 1 1 日 閉会

浦 幌 町 議 会

## 令和2年第1回浦幌町議会定例会（第1号）

令和2年3月2日（月曜日）

開会 午前10時10分

散会 午後 3時41分

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長、教育長）
- 日程第 6 令和2年度町政執行方針
- 日程第 7 令和2年度教育行政執行方針
- 日程第 8 議案第 3号 浦幌町課設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第 5号 浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 浦幌町中小企業振興条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 浦幌町営住宅条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第16 議案第11号 令和元年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第17 議案第12号 令和元年度浦幌町町有林野特別会計補正予算
- 日程第18 議案第13号 令和元年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第19 議案第14号 令和元年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第20 議案第15号 令和元年度浦幌町介護保険特別会計補正予算
- 日程第21 議案第16号 令和元年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算
- 日程第22 議案第17号 令和元年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算
- 日程第23 議案第18号 令和元年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算
- 日程第24 議案第19号 令和元年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算
- 日程第25 同意第 1号 浦幌町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 6 同意第 2 号 浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 7 同意第 3 号 浦幌町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（11名）

1 番	沼	尾	昌	也	2 番	栗	山	博	文
3 番	高	橋		匠	4 番	伊	藤	光	一
5 番	澤	口	敏	晴	6 番	安	藤	忠	司
7 番	福	原	仁	子	8 番	河	内	富	喜
9 番	阿	部		優	10 番	森		秀	幸
11 番	田	村	寛	邦					

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特 別 職

町 長	水	澤	一	廣
副 町 長	山	本	輝	男

町 部 局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	鈴木		広
保健福祉課長	廣富	直	樹
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	山本	浩	宣
会計管理者	正保		操
診療所事務長	新川	寿	雄

教育委員会

教 育 長	久 門	好 行
教 育 次 長	熊 谷	晴 裕

農業委員会

会 長 小 川 博 幸  
事 務 局 長 坂 下 利 行

監 査 委 員

代 表 監 査 委 員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀  
議 事 係 長 川 上 信 義

開会 午前10時10分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年第1回浦幌町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第1回浦幌町議会定例会の運営について、去る2月25日午前に開催した議会運営委員会の審議結果について報告します。

委員会には、委員全員と正副議長出席の下、理事者の出席を求め、今期定例会に提出される議案の説明を受け、日程及び運営について協議をいたしました。

定例会における議案は、町長提出として一般議案8件、令和元年度補正予算案9件、令和2年度予算案9件、同意3件であり、議会提出は発委、発議等であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日3月2日より3月12日までの11日間をお願いいたします。

次に、一般質問であります。ナイター議会の日程を変更しまして、9日午前10時から行うこととさせていただきましたので、理事者をはじめ、各執行機関の長及び説明員の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本日の会議は、諸般の報告、行政報告に続き、一般議案、第3号から第10号まで8件、令和元年度一般会計のほか各特別会計補正予算として議案第11号から第19号までの9件、同意第1号から第3号までの3件の審議を予定しております。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申入れを行っております。

以上、議会運営委員会において協議をした結果であります。議員各位のご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今定例会においては新型コロナウイルスの拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用にて会議を行うことといたしましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これでは議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、高橋匠議員、4番、伊藤光一議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの11日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和2年2月17日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、令和2年2月13日から3月1日までの1の議長等の動静及び2の議長が決定した議員の派遣結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

3のその他については、特に報告すべき事項はございません。

次に、監査委員から提出のあった令和元年11月分から令和2年1月分の例月出納検査報告につきましては、事前に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和2年2月13日から令和2年3月1日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

次に、国民健康保険税の課税誤りについて報告いたします。国民健康保険税は、医療給

付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して、被保険者がいる世帯主の方に課税している税金です。昨年保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税限度額及び軽減措置の判定基準所得額を引き上げる地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、浦幌町国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、令和元年第3回町議会臨時会において浦幌町国民健康保険税条例の一部改正の議決をいただいたところでもあります。このたび医療給付費分である基礎課税限度額について改正された61万円とすべきものを昨年度同額の58万円を限度として賦課したことが判明し、120世帯の方に対し341万900円の過少課税となり、追加徴収させていただくものであります。令和元年6月の第2回町議会定例会において行政報告をさせていただいた不適切事務処理に引き続いての事案であり、昨年12月の第4回町議会定例会での総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会所管事務調査報告において町民の信頼、負託に応える行政をとのご指摘を頂いておりましたが、所管事務調査をしていただく以前にも不適切な事務処理がありましたことは、町民の皆様のご信頼を損ねる行為であり、深く陳謝申し上げます。つきましては、担当職員及び管理職員を訓告とし、度重なる事務処理の不適切な処置は規律の緩みであり、理事者の責任を痛感しているところでもありますことから、私につきましては給料月額10%の減額を2か月、副町長は給料月額5%の減額を2か月とする減給措置をさせていただくものであります。今後は再発防止に向け綱紀粛正を図り、改めて事務処理体制の改善を図るとともに、職員への指導監督を徹底してまいります。

以上、国民健康保険税の課税誤りについての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての報告をいたします。昨年12月以降中華人民共和国湖北省武漢市において確認された新型コロナウイルスについては、様々な国、地域でも猛威を振るっており、ここ北海道においても1月25日に同国の40代女性の感染を初めて発表されてから昨日までに72人が感染、このうち感染による死亡者が3名、十勝管内でも中札内在住者で未就学児の男児が感染したとして報道があったところでもあります。国は、2月25日付で新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、本方針に記載されるそれぞれの対策については厚生労働省担当部局等において具体化の上、後に詳細の通知等の発出を行う予定として通知があったところです。北海道では、現在までに北海道感染症危機管理対策本部を設置し、道民の安全、安心の確保に向け感染症の拡大防止対策に取り組んでいるところであり、国立感染症研究所の専門家チームの北海道への派遣を要請、2月25日には道民の不安解消や今後の感染拡大を防止するため、保健福祉部長をチーム長とする新型コロナウイルス感染症対策チームを設置し、さらなる感染の拡大防止に向けて感染症危機管理対策を推進するところでもあります。

本町としましては、町民の皆様に対しての感染拡大予防対策として、北海道で感染が確認された日の2日後から町のホームページを活用し、新型コロナウイルスに関連した肺炎についてとしてこれまで5回にわたり情報を提供し、2月25日発行の広報紙「うらほろ」3月号に「新型コロナウイルスの感染を防ぐために」と題したチラシを折り込み、全戸配

布するとともに、町メールマガジンについても活用し、周知を行っているところです。また、町内の幼稚園や児童福祉施設などに通われている乳幼児、児童等に対しましては、2月21日に中富良野町での小学生の兄弟の感染が確認されたことから、北海道知事及び北海道教育委員会教育長からの通知に基づき、2月25日付で全ての施設の保護者に対して発熱等の風邪症状が見られるときには登園と外出を控えること、また症状が見られない場合も毎日朝、晩の体温を測定し、記録することをお願いし、万が一37.5度以上の発熱が4日以上続く場合には帰国者・接触者相談センターに相談していただくよう周知したところです。2月26日には北海道知事から道内全ての小中学校に臨時休業等の要請がありましたが、学童保育所については小学校の児童をお預かりしていることから、町内の小中学校と同様に2月27日から3月4日まで休所の措置を取らざるを得ないと判断したところです。

職員に対しては、2月3日に開催した定例管理職会議において情報提供、感染予防対策の周知及び対策本部を設置した場合の庁内体制の協力依頼を行い、また2月25日には課長会議を開催し、これまでの各課対応状況の情報共有と今後の対応としまして3月31日までの各種行事や会議の開催に関わる延期等の対応方針と感染防止対策、体温の計測と記録、熱がある場合の出勤の見合せ、マスク、消毒剤等の在庫状況調査の実施及びメールマガジンの活用と利用登録者の拡大を指示したところです。今後におきましては、町民の皆さんにおかれましては感染の予防には手洗い、せきエチケット、人混みを避ける、睡眠と栄養を十分にとることが最も重要であり、外出は極力避け、せきなどの自覚症状がある場合にはマスクを着用し、マスクがない場合はタオルなど口を塞げるものを用意していただきますようお願いいたします。

なお、2月28日に知事が同日から3週間に講じる集中的な対策として発表した新型コロナウイルス緊急事態宣言を受け、本日浦幌町新型コロナウイルス対策本部を設置したところであります。町内での感染者が出現する前の対策本部設置であり、町民の不安と誤解のないよう十分配慮してまいります。新型コロナウイルスの感染症対策は、日々状況が変化していくことから、各報道情報の注視及び関連ホームページ等での最新情報を収集し、冷静に対応していただきますとともに、町としましては町ホームページとメールマガジンを活用し、リアルタイムの情報発信に努め、感染の拡大防止と一日でも早い終息を願っているところであります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての報告といたします。

以上で行政報告といたします。

○田村議長 次に、教育長。

○久門教育長 新型コロナウイルス感染症に関する対策について報告いたします。

教育委員会では、2月上旬から教育委員会所管施設や学校内に感染症予防についてのチラシを掲示し、注意喚起を行ってきました。各学校に対しては新型コロナウイルス感染予防について周知するとともに、文部科学省や厚生労働省等からの情報提供を常時行い、2月18日に開催した校長会議、教頭会議においてさらに感染予防対策の徹底を指示しました。



各学校においても、新型コロナウイルスの感染予防対策について保護者に通知するなどの対応を行ってきたところです。現在道内でも新型コロナウイルス感染者が拡大し、児童や教育関係者への感染も確認されていることから、2月24日、北海道知事、北海道教育委員会教育長より毎日の健康管理と発熱等の風邪の症状が見られる場合は学校等を休ませて、健康観察をするなどの対応について要請があり、同日各学校に対し保護者に連絡を取り、発熱がある場合は登校を控える旨の周知をするように指示しました。2月25日、臨時校長会議を招集し、卒業式等の教育活動の在り方及び感染予防対策等について協議しました。2月26日には北海道知事から各市町村町に対し小中学校の臨時休業の要請があり、引き続き北海道教育委員会教育長からも各市町村教育委員会に同様の要請がありました。この要請を受け、同日十勝管内の臨時教育長会議が開催され、管内全ての市町村が2月27日より一定期間、1週間程度の臨時休業とすることに決定しました。しかし、2月27日に内閣総理大臣が3月2日以降春休みまで全国の小学校、中学校、高等学校等に一斉の臨時休業を要請したことにより、2月28日に北海道教育委員会教育長から既に実施している臨時休業を学年末の休業日前日まで延長するよう通知があり、浦幌町においても3月24日まで臨時休業とすることに決定しました。突発的な臨時休業の対応でしたが、新型コロナウイルス感染の流行を早期に終息させるため集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、児童生徒の健康管理を第一優先と考え、町長部局とも協議し、本要請を受け入れ、実施に至っております。

なお、今後の対応につきましては2月28日に北海道知事が緊急事態宣言を発表するなど日々状況が変わることから、国、北海道の動向や感染の終息状況等を踏まえ判断したいと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する対策についての報告といたします。

○田村議長 これにて町長、教育長の行政報告を終わります。

#### ◎日程第6 令和2年度町政執行方針

○田村議長 日程第6、令和2年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 令和2年第1回町議会定例会の開会に当たり、町政執行方針を申し上げます。

町政執行の基本的な考え方につきましては、これまで同様、町民と行政が一体となり、希望に満ちたまちづくりを推し進めるため策定しました「浦幌町第3期まちづくり計画」の基本目標に基づき、各種施策を推進してまいります。

日本経済の動向を見ますと、1月の月例経済報告で、景気の先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域をめぐる情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。」としております。

政府は、令和2年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、「令和2年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果も相まって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるといった見通しを示しています。

しかし、その中であっても、中国武漢市から端を発した新型コロナウイルス感染症は、日本ではクルーズ船から多数の感染者を出し、また感染経路が不明のまま全国的な広がりを見せていますし、世界中で感染者が増加しており世界経済への影響が大きいことが懸念されています。

このような中、国の令和2年度予算案は、102兆6,580億円と昨年度に引き続き100兆円を超える予算が編成され、地方財政対策として、地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策などに取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、一般財源総額について、令和元年度を7,246億円上回る額が確保されたところであり、地方公共団体の重要な財源である地方交付税は、出口ベースで前年度比4,073億円、2.5%増額となりました。

一方、本町の財政状況は、消費税率の引上げ、会計年度任用職員制度の導入などによる経常経費の増加、高齢化社会の影響による医療・福祉関係社会保障費の増加、施設の老朽化に伴う維持補修費の増加などが見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。本年度、計画の最終年を迎える「浦幌町第3期まちづくり計画」に基づく各種施策の推進を図るため、限られた財源の効果的・効率的な行財政運営に努めてまいります。

一般会計予算は75億7,900万円、前年度当初予算比で11億9,200万円18.7%の増、前年度は骨格予算であったため、政策予算を計上した6月補正後予算と比較すると7億1,091万2,000円10.4%の増、8特別会計を合わせた総額は101億3,357万3,000円、前年度当初予算比11億3,346万4,000円12.6%の増、6月補正後予算比5億8,724万6,000円6.2%の増となっております。

本定例会に予算案を上程しており、予算審議の中で個々具体的な内容につきましては担当課長から説明させますが、主要な施策について申し上げたいと存じます。

産業の振興について申し上げます。

現在、第1次産業を基幹産業とする本町を取り巻く環境は年々厳しさを増し、TPP11、日EU・EPA協定に加え、日米貿易協定も発効されるなど、農林水産業に大きな影響を与え続けており、食の安全・安心を危うくするばかりか、地域の経済をも大きく変えかねないことが危惧される中、関係団体との連携を密にして情報の共有を図りながら、適切に対応してまいります。

畑作につきましては、昨年は豆類の生育がやや厳しい年になりましたが、平均気温と日照時間が平年を上回り豊穡の秋を迎えることができました。

ただし、先行き不透明な農業情勢であり、生産奨励をはじめ新規就農者への支援など各種事業を通じ担い手の育成や経営支援を行ってまいります。

畜産につきましては、肉用牛の枝肉価格・素牛取引価格ともに依然として高値で推移しており、酪農では前年を上回る生乳生産を維持するとともに乳価の上昇や個体価格が堅調に推移したところであります。

今後とも肉用牛の優良後継牛導入・肥育牛の地域内一貫生産の促進や乳用牛の高能力初妊牛導入に対する支援、家畜伝染病自営防疫推進協議会の疾病予防に対する取組への助成などを引き続き実施し、酪農畜産農家の生産基盤強化を図ってまいります。

農地基盤の整備につきましては、事業最終年を迎える合流地区、継続事業として栄穂地区及び恩根内地区道営畑地帯総合整備事業を推進するとともに、町単独事業により明渠、暗渠排水の圃場整備や圃場の透排水性の改善を図るための事業を引き続き実施してまいります。

林業につきましては、木材生産及び木材市況が堅調に推移しておりますが、森林環境譲与税の譲与が2年目となり、譲与税を活用してさらなる森林・林業の普及啓発などに資する事業を展開するなど、関係機関と連携し本町に適した森林の整備や木材利用の促進を進めるとともに、造林業や製材加工業の慢性的な人手不足が課題となっている中、本年4月には「北海道立北の森づくり専門学院」の開校を控え、本町をはじめとした十勝管内各所において多様な地域実習が予定されており、将来の林業の担い手の育成と確保に大きな期待を寄せているところであります。

今後とも、適切な森林施業の推進と健全な森林の育成に取り組んでまいります。

漁業につきましては、本町の大宗漁業である秋サケ定置網漁をはじめとして総体的な水揚げ量・魚価の低迷が続くなど、漁業を取り巻く環境は一層厳しさを増していることから、「つくり・育てる漁業」への支援をはじめ、漁獲向上のため緊急漁場保全活動や、回帰資源造成のための秋サケふ化放流事業などの各種支援事業を実施してまいります。

厚内漁港の整備につきましては、着実に整備促進が図られるよう、今後とも政務活動の中で継続的に要請するとともに、漁業操業の妨げとなる流木処理についても、適宜対応されるよう関係町と連携を密にして要請を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、地方における景気回復が依然として実感できないまま、町内の商工事業者の後継者不足など喫緊の課題も抱えておりますが、商工会が実施する経営改善普及事業などにより行う積極的な事業展開に支援を行い、商工会や金融機関との連携を強化し、地域経済の活性化を図ってまいります。

観光の振興につきましては、「森林公園」、「留真温泉」、「道の駅」を拠点として、本町の観光やイベント情報の広告宣伝を積極的に実施し、浦幌町観光協会が実施する事業に対する支援や浦幌町で起業した旅行業者等と連携して地域資源を生かした体験型観光を推進し、浦幌町の魅力を発信してまいります。

また、町民の福祉向上と健康増進を図ることを目的とした、留真温泉を利用する町民への助成事業を引き続き実施してまいります。

雇用対策について申し上げます。

雇用をめぐる情勢につきましては、ハローワーク池田管内でも月間有効求人倍率が1倍を超える状況が続いており、従業員の確保が難しい状況となっております。

従業員確保を望む企業への対策として、町内企業の求人情報の提供や従業員の雇用に対する支援のほか、各種産業振興施策と一体的に雇用の促進を図っていくとともに、福利厚生充実のため、事業主に対し「あおぞら共済」に関わる費用の一部助成を行い、失業者対策では、ハローワークなど関係機関と連携し、雇用機会の確保及び雇用の促進に努めてまいります。

福祉・保健予防・医療対策について申し上げます。

社会福祉及び障がい者福祉につきましては、最上位計画と位置づけている「第2期浦幌町障がい者計画」が最終年を迎えることから、令和3年度に向けた次期計画の策定作業を進めてまいります。

経済的及び障がいなどに起因する理由で生活に困窮されている方々への支援については、民生委員などと連携し、国、北海道及び各関係機関とともに適時適切に対応してまいります。

児童福祉につきましては、令和2年度から5年を1期とする「第2期浦幌町子ども・子育て支援事業計画」をスタートさせ、就学前児童の教育・保育の推進及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況を把握するとともに提供体制の確保に努めてまいります。

本年度、最も大きな「認定こども園」事業は、令和3年度の開園に向け、子どもたちにすくすく！のびのび！健やかに育つ環境を提供するため建設を進めてまいります。

浦幌町子ども発達支援センターにおいては、心身の発達の遅れや不安を抱えているお子様と保護者に対して、一人一人と個別に関わりながら療育の支援を行うとともに、児童虐待を防止するため、関係機関と情報などを共有し、適切な連携の下に対応してまいります。

高齢者福祉につきましては、本町の65歳以上の人口の割合である高齢化率が「41%」を超え、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増えている状況において、それぞれの高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「浦幌町老人福祉計画・第7期浦幌町介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携しながら、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいります。

令和3年度を初年度とする次期3か年計画である「浦幌町老人福祉計画・第8期浦幌町介護保険事業計画」につきましては、介護保険を利用されている方からの聞き取りを行い、地域の実情や介護保険制度の実態などを取り入れて策定してまいります。

また、認知症対策として、介護予防事業の実施、生活支援体制整備事業・権利擁護の推進、認知症サポーターの養成などについて取組を進め、「高齢者等見守りネットワーク事業」及び「徘徊高齢者等SOSネットワークシステム」により、地域の見守りを通して高齢者・障がい者などが安心して生活できる環境を整備してまいります。

保健予防につきましては、安心して出産できる環境づくりを推進するため実施している妊婦健診に要する交通費や、出産に要した宿泊費を助成する「妊産婦安心出産支援事業」

及び「新生児聴覚検査」に要した費用の助成事業を継続してまいります。

また、成人や高齢者の健康を守るため、各種検診内容などを充実させるとともに、健康づくりへの動機づけを促進するため「健康マイレージ事業」を推進し、健診受診率の向上に努めるとともに、健診などの結果から、自ら健康の保持増進に取り組んでいただけるよう、家庭訪問などを通じて一人一人の健康状態に合った支援を行ってまいります。

風疹の感染拡大を防ぐために国が実施する「緊急風疹抗体検査等事業」につきましては、昨年引き続き、予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とした抗体検査及び予防接種を無料で行ってまいります。

国民健康保険で実施している生活習慣病の重症化予防などの保健事業については、後期高齢者医療制度でも継続して行うことで、脳卒中や心疾患といった介護が必要となる疾病を予防し、住み慣れた自宅で自立した生活を送れるように支援してまいります。

町立診療所の運営につきましては、医師多忙の中においても代替医師の協力を得ながら患者本位の体制の下、引き続き毎週水曜日の夜間診療、毎月第2・第4の日曜診療を継続するとともに、非常用発電機の設置が完了したことから、停電時においても万全な診療体制で対応し、今後とも浦幌町唯一の地域密着型医療機関として、医療体制の確立を維持し、患者様に寄り添い、町民が安心して暮らせるよう信頼していただける診療所づくりに努めてまいります。

教育・文化及びスポーツの振興について申し上げます。

教育委員会と緊密な連携を図りながら、総合教育会議で策定した教育大綱に基づき、教育行政を進めてまいります。

学校教育については、「小中一貫コミュニティ・スクール」の充実を図り、「浦幌町教育の日」の取組と連携して学力や体力の向上に取り組んでまいります。

また、Society5.0時代の到来を踏まえ、ICT教育の環境整備を図り、学習活動の充実に努めてまいります。

教職員の「学校における働き方改革」については、ICTを活用した統合型校務支援システムの導入を進めてまいります。

社会教育については、地域学校協働活動を推進し、地域と学校・公民館が連携・協働しながら、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を展開してまいります。

また、公民館を中心とした少年教育や高齢者教育などの生涯学習事業を充実するとともに、社会体育施設については、指定管理者による効率的な施設運営とボランティアによる町民協働の管理を行い、体力の向上・健康増進を図ってまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進については、教育委員会から申し上げます。

快適な生活ができるまちづくりについて申し上げます。

少子高齢化が進む中、町民の移動手段を確保するため、コミュニティバス及び本別・浦幌生活維持路線バスを運行し利用促進を図るとともに、浦幌市街地のタクシー事業者の撤

退に伴う公共交通空白地有償運送事業に引き続き支援してまいります。

また、これまでと同様に浦幌駅の特急停車駅の維持など、公共交通機関としての機能維持について、J R北海道と情報共有を図ってまいります。

最も基本的なインフラである町道整備につきましては、継続事業の促進を図るとともに、損傷度合いなどを考慮し、経済的かつ計画的な維持・補修を行ってまいります。

また、橋梁点検及び修繕につきましては「浦幌町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施してまいります。

住宅施策につきましては、施策の基本的な方向や町営住宅の団地別・住棟別の活用手法、長寿命化のための事業・取組について検証・検討を行い、「浦幌町住生活基本計画」及び「浦幌町公営住宅等長寿命化計画」の改定を行います。

また、住宅リフォームに対する補助の継続と耐震診断及び改修に要する経費の一部補助を併せて行ってまいります。

空き家対策につきましては、特定空き家等の除却を支援する制度を創設し、自発的な空き家等の解体を進め、町民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図ってまいります。

公共下水道につきましては、浦幌終末処理場が供用を開始して以来30年が経過し、機能維持が困難な設備などについて「浦幌町下水道ストックマネジメント計画」に基づき更新整備を行ってまいります。

個別排水処理につきましては、平成9年度から合併処理浄化槽の推進と整備を進め、現在249基を設置し維持管理に努めているところですが、継続して普及促進に取り組んでまいります。

簡易水道につきましては、給水区域における安定供給を図り、将来にわたる持続経営に向けた浦幌町水道ビジョンを策定するとともに、浦幌浄水場などの監視制御システム更新実施設計及び設備更新工事を計画的に実施し、安全で安心な水道水の供給を行ってまいります。

地籍調査事業につきましては、土地所有者の権利保全、境界紛争の未然防止、災害における復旧、公共事業の円滑な実施などを目的として行っており、平成5年度に着手して以来27年が経過し、進捗率は50.6%となっておりますが、本年度も継続して実施してまいります。

交通安全及び防犯運動の推進につきましては、昨年5月に町内において1名の方が犠牲となる死亡交通事故が発生しており、今後においても交通安全関係団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組んでまいります。

また、巧妙化する犯罪が多発している状況にあつては、警察や消費者協会など関係機関と連携を図りながら、消費者への情報提供、啓発活動などを講じてまいります。

ごみ処理対策につきましては、「浦幌町一般廃棄物処理基本計画」に基づき分別の徹底について周知を図り、減量化やリサイクル化の促進に引き続き取り組んでまいります。

公衆浴場につきましては、指定管理者との連携を図りながら、利用者のサービス向上や地域振興・地域経済の活性化に努めてまいります。

防災・消防・救急体制の充実について申し上げます。

昨年も、全国各地で地震や台風に伴う災害が発生し、各種災害に対する的確な対応が求められているところであり、町民の生命、財産を守るため、「浦幌町地域防災計画」に基づき対応してまいります。

災害発生時の被害の軽減を図るには、「自助」、「共助」、「公助」が有機的につながる必要があることから、これまで町では「共助」である自主防災組織の設立または行政区内における防災に関する事業の実施と防災委員の設置をお願いしているところであります。

本年度においても、防災委員を設置されていない行政区につきましては、引き続き「まちづくり出張説明会」などを通じ、行政区内での設置に向けた協議を行っていただくようお願いしてまいります。

また、防災意識や地域防災力向上のため、町民を対象とした防災訓練を引き続き実施してまいりますとともに、昨年8月に北海道において、浦幌川の「洪水浸水想定区域」を公表したことから、新たな防災ハザードマップを作成し、全戸配布してまいります。

災害時における情報伝達手段については、「防災情報伝達手段の基本構想」がまとまっていますので、より具体的な整備計画について、調査研究をしてまいります。

消防・救急業務につきましては、住民の安心・安全と住みよいまちを基本理念とする「とかち広域消防局」の下、近隣自治体との広域的な相互協力体制で消防力の強化に努めているところでございます。

また、今後いつ発生するか予測のつかない災害に備え、地域防災力の充実強化を図るため、本年度は、厚内地域の第3分団に小型動力ポンプ付積載車の更新を進めるとともに、6月開催予定の北海道十勝川水系水防演習に参加するなど、さらに災害対応力の向上に努め、地域に最も身近な存在である消防団の重要性を広めてまいります。

救急体制につきましては、近年の高齢化を背景に救急要請が増加傾向にある中で、さらなる救命率向上のため救急救命士の教育研修に努めるとともに、町民を対象とした普通救命講習の充実を図り、応急処置の普及啓発を推進してまいります。

公平公正な債権確保の推進について申し上げます。

町税は重要な自主財源であることから、課税客体の適正な把握による課税、収納率向上に向け納期内納税促進のため、引き続き口座振替納税の普及を図るとともに、コンビニ納付及びインターネットを利用したクレジット納付の普及を図ってまいります。また、浦幌町債権管理条例に基づき、これからも町民負担の公平性・公正性の確保と適正な管理に努めてまいります。

定住・移住、交流・関係人口の拡大対策について申し上げます。

学校発の子どもを軸とした官民協働の事業である「うらほろスタイル推進事業」や、事

業の活動拠点であり交流施設である「うらほろスタイル複合施設FUTABA」の有効活用など、NPO法人うらほろスタイルサポートと連携を図りながら、交流・関係人口の拡大に努めてまいります。

町民と都市圏の企業人など多彩な人材が連携し、地域の課題解決と産業振興モデルを創出するため、令和元年度から進めている「十勝うらほろ創生キャンプ」事業については、新たに担当の地域おこし協力隊員を配置するとともに、地方創生推進交付金のほか、事業に賛同いただける企業からのふるさと寄附金を活用しながら、事業を推進してまいります。

官民協働の組織として設立しました常室ラボ運営委員会の事業では、昨年度に引き続き通年での活動を予定するとともに、林業木材産業をはじめとする人材育成のほか、地域間交流事業を展開してまいります。

友好の町の岩手県洋野町との交流につきましては、引き続きパークゴルフ交流及び「たねいちウニまつり」や「うらほろふるさとのみのり祭り」などお互いのイベントにおいて、両町の物産交流を行ってまいります。

協働のまちづくりについて申し上げます。

本町では、平成24年に「浦幌町町民参加条例」を制定し、協働のまちづくりを進めてまいりましたが、より町民に行政への関心を高めていただくため、広報紙、ホームページ及び電子メール配信サービス「メルマガ」による情報発信を行うほか、職員が各地域に出向く「まちづくり出張説明会」を引き続き実施し、町民に直接、行政情報を届けるなど多くの方がまちづくりに参加できる機会の充実を図り、情報の共有に努めてまいります。

また、町民社会活動総合補償制度や笑顔輝く地域づくり支援事業を継続して実施し、町民が行う協働事業を円滑に進めていただけるよう支援してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けては、審議会などの女性の登用率の向上を図るほか、「浦幌町男女共同参画基本計画」に基づき、引き続き、女性も男性も一人一人が自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保し、活気あるまちづくりを推進してまいります。

第3期まちづくり計画重点プロジェクトについて申し上げます。

定住促進と人口減少を克服するため、3つの重点プロジェクトに基づく各種施策を有機的に連携させながら進めてまいります。

プロジェクト1の「子どもを産み育てる環境の整備充実」では、子育て世代の負担軽減と女性の社会進出を支援することを目的に、昨年10月1日から実施した国の幼児教育無償化において、無償化の対象とならない世帯があることから、町独自で実施する全世帯、保育料等完全無償化を継続するとともに、「しらかば保育園」で実施している一時保育については、満6か月児から就学前児童の受入れを引き続き実施してまいります。

このほか、出産祝金の贈呈、給食費の無料化、2歳児未満の紙おむつ購入費の助成、中学生までの医療費の無料化、不妊に悩むご夫婦を支援するため特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を継続して実施してまいります。

保護者が労働などにより日中家庭にいない児童の健全な育成を図るため「上浦幌児童ク



ラブ」及び「学童保育所」での保育の充実と、子育て支援センターでの子育て支援サービスの実施と、きめ細かな相談体制の充実を図り、子どもを産み育てる環境づくりを引き続き実施してまいります。

プロジェクト2の「雇用機会の創出」では、商工業対策として創設した浦幌町新規創業等促進補助金を拡充するほか、浦幌町地域産業活性化補助金、浦幌町新規就農者営農促進補助金、浦幌町雇用促進事業補助金による支援と浦幌町地場工業等振興条例及び浦幌町企業誘致促進条例における助成措置を引き続き行い、雇用機会の創出促進に努めてまいります。

プロジェクト3の「居住環境の整備充実」では、町民や転入者への住宅建設・購入に対する支援措置としての住宅建設等補助、民間賃貸住宅建設補助、住宅リフォーム補助及び店舗等リフォーム補助を継続し、居住環境の整備充実を図ってまいります。

国においては、昨年12月、平成26年に策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂するとともに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の動きを加速させていくこととしています。

本町においても、国の動きと連動しながら、「浦幌町第3期まちづくり計画」の仕上げの年として、引き続き定住対策推進のための重点プロジェクトを推し進めるとともに、これからの本町の目指す姿と進むべき道筋を明らかにするため「浦幌町第4期まちづくり計画」を策定してまいります。

以上、町政執行につきまして私の基本的な考え方を申し上げましたが、第3期まちづくり計画に掲げております「みんなの知恵・世代を超えて創るまち」を町民の皆様とともに進め、町政の運営に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位をはじめ、町民の皆様のお一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

以上であります。

○田村議長 以上で町政執行方針を終わります。

#### ◎日程第7 令和2年度教育行政執行方針

○田村議長 日程第7、令和2年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○久門教育長 令和2年第1回浦幌町議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する基本方針を申し上げます。

これからの社会は、グローバル化が一層進展し、IoTや、AI等の先端技術の高度化に伴って社会構造等が大きく変わり、「Society5.0」の到来を見据えた人材育成が求められています。

浦幌町では、「自立」と「協働」の教育理念を掲げ、導入6年目となる小中一貫コミュニティ・スクールを基盤として、地域総ぐるみで「つながりづくり」を進めるとともに「I

ＣＴを活用した教育」を展開し、ふるさとを愛する心や情報活用能力等を育み、確かな学力に基づいた「生きる力」を育成していきます。

また、総合教育会議等を通じて、町長と教育委員会が円滑な意思疎通を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って教育活動を展開し、「社会に開かれた地域とともにある学校づくり」及び「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めていきます。

## I. 学校教育

喫緊の課題である学力や体力・運動能力向上の取組を一層充実させるため、「魅力ある学校づくり」など6点にわたって施策を申し上げます。

### (1) 魅力ある学校づくり

「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、小中一貫コミュニティ・スクール9か年計画に基づき、学校運営協議会等において、学校と家庭・地域との熟議を通して、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

また、小中一貫コミュニティ・スクール評価委員会等の機能を生かし、熟議を通してP D C A検証改善サイクルを推進しながら、学校改善を進めていきます。

安全教育・防災教育については、危機管理マニュアルの点検・見直しを行い、交通安全や防災のための指導・訓練を計画的に実施するとともに、不審者や登下校時の総合的な安全対策についても関係機関や支援団体の協力の下に取り組みます。

さらに、浦幌町通学路交通安全プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に引き続き取り組みます。

### (2) 確かな学力

全国学力・学習状況調査等を活用した検証改善サイクルに基づき、幼保小中合同の研修会や乗り入れ授業、合同運動会等を実施するほか、家庭学習や放課後及び長期休業期間中の学習サポートの充実を図ります。

また、地域総ぐるみで「早寝・早起き・朝ごはん（あいさつ・ノーテレビデー）運動」を継続するとともに、「スマホ・ゲーム機使用のルール」に基づき生活リズムの改善に取り組みます。

「朝読・家読」運動、「うらほろリレー家読」運動などの取組等について「教育の日実践交流会」などで成果を交流します。

文部科学省が示すG I G Aスクール構想に基づき、令和4年度までに学校のI C T環境整備を計画的に進めていきます。

情報活用能力の育成については、プログラミング的思考を育む教育活動を行うとともに、小学校の教育用コンピューターの更新を進め、ツーインワンパソコン等を活用した授業を目指します。

また、校務用コンピューターについても更新し、併せて統合型校務支援システムの導入や学校サーバーのクラウド化を進めます。

外国語活動等の本格実施に対応するため、外国語指導助手（A L T）の2名体制を継続

し、グローバルな児童生徒の育成に努めます。

特別支援教育については、児童生徒一人一人に応じた支援を充実するため、特別支援教育支援員を配置し、学校内での支援体制を継続するとともに、特別支援教育連携ネット等の関係機関との連携や教育指導体制及び特別支援教育の充実・強化に努めます。

### (3) 豊かな心

「特別の教科 道徳」では、命の大切さ、人を思いやる心の育成を推進し、「考え、議論する道徳」の実現を目指して、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を取り入れるなど、多様な指導方法等の工夫を図り、質的転換に努めます。

また、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を確立し、地域の人材や外部講師の活用、道徳科の公開など、家庭や地域に開かれた道徳教育の充実に努めます。

11年目を迎えた小学5年生による農林漁家での宿泊体験学習を行い、食の大切さを学ぶとともに、豊かな人間性や社会性を育みます。

キャリア教育については、自己肯定感の育成や人間関係形成能力の育成を目指し、地域の人材活用や関係団体との連携を深めます。

生徒指導については、小中一貫教育推進の観点に立ち、「浦幌町いじめ防止対策基本方針」を柱に、「学校いじめ防止基本方針」によるいじめの未然防止、早期発見・早期解消等に努めます。

また、「十勝いじめ根絶強化月間」と連携した取組及び町教委主催の「いじめ会議」を開催します。

### (4) 健やかな体

児童生徒が体力の向上を実感し、自己肯定感や達成感を高めることができるよう、地域総ぐるみで体力や運動能力向上の取組を進めます。

町内全小学校で実施し効果を上げているフッ化物洗口については、健康教育・むし歯予防対策として取組を継続します。

学校給食センターでは、栄養教諭を中心に食育の推進、地場産食材の活用推進、食物アレルギーへの対応等の基本構想に基づき、学校給食衛生管理基準にのっとり運営します。

バランスの取れた栄養豊かな給食の提供に努めるとともに、「浦幌みのり給食」の実施と学校給食の無料化を継続していきます。

なお、平成28年から実施した学校給食センター改築事業は、令和2年度の外構舗装工事をもって全て完了します。

### (5) 資質の向上と組織の活性化

教職員の服務規律の徹底や資質の向上、学校組織の活性化に努めます。

また、児童生徒の健康・安全を確保するとともに、教職員が意欲とやりがいを持ち、健康に働くことができる環境整備に向けて、部活動休養日の完全実施や統合型校務支援システムの導入等、働き方改革を着実に進めていきます。

### (6) 教育環境の整備

児童生徒等の安全・安心な学習・生活環境を確保するため学校室内環境測定等の実施を継続するほか、学校施設長寿命化計画の策定や浦幌小学校校長住宅建て替え工事の施設整備を行います。

## II. 社会教育

社会教育については、「小中一貫コミュニティ・スクール」や「教育の日」の取組を通じて、生涯学習社会の確立を目指します。

本年度、第8期計画の最終年度になることから、「第9期浦幌町社会教育中期計画」を策定します。

### (1) 生涯学習の推進

地域学校協働本部とコミュニティ・スクールが連携・協働し、地域教育力の向上を目指します。

各公民館では、公民館まつりや文化祭、文化週間等事業を通じた公民館活動の充実を図るとともに、地域の活性化やまちづくり、防災教育など学習活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実と、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の担い手の育成に努めます。

公民館の整備については、吉野公民館トイレ改修工事を実施し、高齢者等に配慮した利用しやすい施設整備を進めます。

家庭教育については、子育て支援センターや学校・地域と連携・協働した学習機会や情報提供の充実を図り、家庭教育サポート企業と連携しながら、家庭の教育力向上に努めます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん（あいさつ・ノーテレビデー）運動」、「家読運動」、「スマホ・ゲーム機使用のルール」の啓発を継続して行い運動の推進を図っていきます。

少年教育については、学校・家庭・地域と連携し、防災学習を取り入れた通楽（学）合宿の開催や放課後の体験活動を支援する子ども居場所づくり事業「オーラポロひろば」、少年リーダー養成講習会などを実施し、集団の中での「責任感」や「思いやりの心」、「自立」と「協働」の精神の育成に努めます。

高齢者教育については、寿大学を継続して開設し、子どもや若者と高齢者が触れ合う世代間交流の充実を図り、「学びと活動」の活性化を促し、健康で生きがいを持てる環境づくりに努めます。

図書館事業については、「第2期浦幌町子どもの読書推進計画」に基づき、各種事業を展開します。

図書館まつり等の各種事業をボランティアサークルと協働して開催するなど、地域総ぐるみで読書活動の推進を図ります。

また、読書感想文コンクール等を継続し、子どもが本に親しむ機会をつくることで読書習慣の確立を図るとともに、親子が気軽に足を運びたいくなるような図書館運営に努めます。

博物館事業については、開館50年を節目とした博物館史の編さんと企画展の開催に取り組むとともに、複合施設である当館のメリットを生かし図書館と博物館の連携を進めます。

アイヌ文化については、アイヌ振興法に基づき、浦幌アイヌ協会や北海道アイヌ民族文化財団と連携し、先住民族の歴史と文化を発信する事業の充実を図ります。

また、時代に対応した博物館の整備を行うため、常設展示室の改修工事を進めます。

## (2) スポーツの振興

スポーツの振興については、スポーツ教室を中心とした事業や親子を対象とした教室等を継続し、様々なスポーツ施設の有効活用と、指定管理者と連携・協働することで、町民の体力向上、健康増進に取り組み、生涯スポーツの充実を図ります。

また、スポーツの生活化・定着化を促進するため、スポーツ推進委員と各種スポーツ団体と連携して、スポーツ指導者への講習会を開催します。

町民協働のボランティアにより、町の体育施設を自主的に管理していただいている関係団体と意見交換を行い、安全なスポーツ活動の環境整備と人材育成に努めます。

体育施設の整備については、浦幌町民球場側溝改修工事、スイミングプール天井補強工事等を行い、利用者の安全確保等と要望に応え、生涯スポーツの振興に努めます。

以上、令和2年度の教育行政執行方針を申し上げます。

「十勝はひとつ、子どもたちのために」との熱き思いを胸に、地域の皆様と共に浦幌町の教育を前進させてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○田村議長 以上で教育行政執行方針を終わります。

## ◎日程第8 議案第3号

○田村議長 日程第8、議案第3号 浦幌町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。議案第3号 浦幌町課設置条例の一部改正について。

浦幌町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町課設置条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の1ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、令和3年度に認定こども園が開園予定であることを踏まえ、子育てに関する業務を集約し、一体的かつ効率的な運営を図ることを目的として新たにこども子育て支援課を設置するための改正

を行うものです。

2、改正の内容でございますが、第1条の課の設置につきましては、こども子育て支援課を追加するものでございます。

第2条の課の分掌事務につきましては、こども子育て支援課の設置に伴い、これまで保健福祉課で所管していた事務のうち子育てに関する分掌事務をこども子育て支援課に移管するものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

参考として記載してございますが、この内容につきましては昨年10月4日に浦幌町行政事務改善委員会へ諮問し、本年1月31日に具申されたものであります。

なお、新旧対照表につきましては説明資料2ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第4号

○田村議長 日程第9、議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の3ページを御覧願います。議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を

改正する条例。

本条例の改正につきましては条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。

説明資料の3ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い所要の整理をするため、関係条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、第1条につきましては職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員にも地方公務員法に基づく分限が適用されることから、地方公務員法第28条第2項第1号に規定する規定に該当する場合における休職の期間を任命権者が定める任期の範囲内とする規定を追加するものでございます。

第2条につきましては、職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員にも地方公務員法に基づく懲戒が適用されることから、減給の対象に報酬の額を追加するものでございます。

第3条につきましては、浦幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員にも地方公務員法に基づくサービスの宣誓が適用されることから、宣誓の方法について別段の定めをすることができるよう規定を追加するものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料4ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第5号

○田村議長 日程第10、議案第5号 浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の5ページを御覧願います。議案第5号 浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正について。

浦幌町町有住宅使用管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町町有住宅使用管理条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。

説明資料の5ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、民法の一部を改正する法律により個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど見直しが行われ、令和2年4月から施行されます。現在町有住宅の入居に当たっては連帯保証人を必要としており、これまでは保証する額に制限がなかったものが極度額を定めなければその効力が生じなくなるところですが、町有住宅の場合につきましては入居資格は町職員ですとか教職員などに限定されることから、保証人を不要とするよう改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。第5条につきましては、保証人に関する文言を削除するものでございます。

様式につきましては、保証人の削除のほか、字句の修正を行うものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料6ページから7ページまでに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、この議案に関して9点ほど質問、確認をさせていただきます。

1点目、町有住宅の入居資格に関しては条例第2条により国、北海道、本町の公務員、浦幌消防職員及び医師並びに浦幌町特別養護老人ホーム職員となっておりますが、公務員であれば誰でも入居の申請は可能なのでしょうか。例えば私、町議会議員だとか消防団員も特別職地方公務員と考えられるため、例えば私が申請した場合の入居の申請は可能なのか、ちょっと確認したいと思います。

あともう一点、入居率は現在何%ぐらいなのでしょう。それも教えていただけますでしょうか。

2点目、説明資料の5ページ、現在町有住宅の入居に当たっては連帯保証人を必要としておりと書いてありますが、私がこの条例を見る限り連帯保証人ではないのかなと思います。というのは、改正前の第5条では保証人2人と連帯の上、町長に提出しなければなら



ないとなっておりますが、この連帯というのは保証人と一緒に町長に提出しなければならないという意味であって、連帯保証人ではない、素直に読むとそう考えられます。その証左として、7ページ、別記第3号様式の町有住宅借受証のところ、ここには単に保証人と書いているだけであって、連帯とはついておりません。なので、この連帯保証人という文言は間違いなのではと思いますが、その点確認したいと思います。

3点目、同じく7ページの町有住宅借受証の、この文言の保管取締りに関する命令というのはどんなようなものなのか教えていただきたいと思います。

4点目、説明資料5ページに戻ります。町有住宅の場合、入居資格は町職員や教職員などに限定されることから、保証人を不要とするよう改正を行うものと記載があるんですが、この論理が私よく分かりません。なので、なぜ入居資格が町職員や教職員に限定されると保証人が不要になるのか、それをご説明いただきたいと思います。

次、5点目、この後出てきます議案第9号、町営住宅の条例の改正案については連帯保証人の規定を置き、今回この町有住宅の条例に関しては保証人をなくすという改正、この違いとはどういう違いがあるのか教えていただきたいと思います。

6点目、今回この町有住宅借受けに当たって敷金などの担保の設定はあるのかどうか確認したいと思います。

7点目、この町有住宅の使用料、賃料、これはどのようにして払うのか、例えば振込なのか、引き落としなのか、それとも源泉とかなのか、その点をちょっと教えていただきたいと思います。

8点目、この保証人規定を外した場合に家賃の未払いとか、例えば建物の明渡しを怠った場合、または重過失や故意による火災による建物損傷の場合にこの借主が損害賠償しなかった場合は、またその借主が財力がなかった場合にその損害は誰が負担するのか教えていただきたいと思います。

9点目、最後です。現在の保証人の契約については、既に締結されているものであれば極度額を定めていなくても新民法施行後でも有効と考えてよいのかどうか、この9点を確認したいと思います。お願いします。

○田村議長 それぞれ答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 今数多かったものですから、もし答弁漏れがあれば伝えてもらえればと思います。

まず初めに、入居資格の部分でございますが、公務員であれば入居できるということでございますので、それで誰でもなのかという部分でございますが、こちらには詳細な記載はしてございませんが、基本的には一般職の常勤の職員ということで規定というか、考えて、運用しているものでございます。

次に、入居率でございますが、これも種類がそれぞれございまして、例えば順番に申し上げますと、職員住宅につきましては現在22戸あるうち18戸入っているという状況であり

ます。それから、消防職員住宅が10戸のうち9戸入っております。教職員住宅については私どものほうで押さえてございませんので、ちょっとそれはもし教育委員会のほうで分かればというふうに考えております。それ以外にコーポはまなすというところではまなす、町有住宅がもう一つあるのですけれども、それにつきましては今全戸入っているような状況となっております。医師住宅についても同様でございます。入居率については、ですから約9割以上は入居されているような状況になっているかというふうに捉えております。

それから、保管管理とかの部分です。

(何事か声あり)

○獅子原総務課長 失礼しました。連帯保証の関係につきましては、ご指摘のあるとおり、私のほうとしてはこの記載のほう、書いてございますが、実際には連帯保証ではなく、連帯して保証するというものでございますので、その辺については伊藤議員おっしゃられる考え方で間違っていないかと思えます。

それと、保管取締りでございます。これらについては、町有住宅でございますので、その建物自体に何か起きては困るところで、その辺の管理、そういったものをしっかりしてもらおうという部分の意味での保管取締りということになっているというふうに認識しております。

あと、町営住宅のほうはつけるのに町有住宅はつけないというところでございますが、それに関しましては、先ほども申し上げたとおり、入居者がまず限定されるという部分がございます。その後に出てくる質問の部分とも重複しますけれども、使用料の納め方でございますが、例えば町職員ですとか消防の職員であれば給料から天引きという形になっております。それ以外の方についても口座振替での振替という形になっておまして、これまでも使用料の納入がなされないといったことがなかったということもございますし、また管内の他の市町村においても保証人を設けていないというところがほとんどであるということがありまして、今回その部分についてを削除するというにしましたものでございます。

あと、担保設定ですとか、そういう部分については今のところはないという形に……担保設定、もし何か万が一あった場合の話です。その部分については、特に今回外すことによってその部分の規定はなくなりいたしますけれども、基本的には入居者本人に負担をしていただくということで考えております。また、火災保険等に関しましては町のほうで加入をしてございますので、そういった部分についてはそういったところでの対応をするというような内容となっているものでございます。

あと、敷金、礼金、そういったものについては設定はございません。

支払い方法につきましては、先ほど申し上げたとおり、給料の引き落とし並びに口座振替になっているということでございます。

あと、既に設定されているものについては、そのまま引き続き極度額設定しなくても有効になるということでございますので、それについては引き続きそういった形で進むとい

う形になるものでございます。

以上でございますけれども、もし何か答弁漏れがあれば伝えてもらえればと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 火災保険の場合のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、火災保険は過失等により火災が起きた場合は保険金が支払われるというものなのですけれども、これは故意または重過失があると火災保険は支払われないということになっております。もし故意、過失があつて火災が起こつて、この建物が損傷された場合は誰が損害を負担するのか教えていただけますか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 故意ですとか重過失ということになりますと、当然入居者に負担していただくことになると考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 その入居者の財力がない場合は誰が負担しますか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 その関係でございますけれども、基本的に、先ほど申し上げたとおり、入居資格を持っている者は町の職員ですとか消防の職員ということで、そういった限られた、限定されたものでありますので、その財力がある、ないという部分は人それぞれ違う部分もあるかと思っておりますけれども、その部分については今私どもとしてはあるというふうに、あるというか、ない者が入居はしていないというふうに判断しております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今の伊藤議員の質問に続いてちょっと1点確認なのですけれども、いわゆる個人が支払わなければいけない故意の建物の損傷があつて、今そういう財力がない方がいらっしゃらないという認識だというようなお話がありましたけれども、そういう方がもしいた場合にその損傷に対する負担は誰が行うか、明確にお答えください。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 基本的には今後保証人を設けないということになりますので、そうなりますと本人以外には請求のしようがございませんので、本人のみに請求するというような形になりますので、そういうことになります。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 本人が支払いできなかった場合は、その後どういう手続になるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 あくまでも本人に負担していただくということで請求の手続は進めるというような形になると思います。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 引き続きこの件についてちょっと質問させていただきたいのですが、もちろんそういう万が一のことがないようにという考え方をしているのは理解はしているつもりではいます。ただ、絶対にないということはありませんので、今回保証人を外すというところが問題なのかなというふうに考えてはいます。万が一、例えば若い方で全然財力のない方が花火でやってしまったとか、何かあったときに保証人がついていることでそこが担保されるということで、それを外す方がいいのか悪いのかという議論だと思うのですが、改めて保証人を外す理由というのを、そういったリスクも踏まえてそれでも外すという理由をお伺いできればと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 外す理由でございますけれども、まず滞納等の関係につきましては先ほど申し上げたような関係がございまして、そういったことが発生するおそれが非常に低いということもありまして、まずそれで必要がないという部分が1つでございます。

それと、もし万が一のことがあった場合ということでございますが、基本的には、先ほどから申し上げているとおり、入っている入居者が職員なり公務員という形になっておりますので、その方が負担していただくのが当然でありまして、保証人を設けていたからといって、では保証人の方が本当にそれを逆にちゃんと負担できるかどうかというものもあるので、その辺に関しては保証人があってもなくても私どもとしてはそんなに相違がないのではないかとこのように考えております。

以上のことから、保証人等は特に設けなくてもという部分がありますので、そういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 あまりしつこくお聞きする気はないのですが、一般の住宅、一般の企業であれば連帯保証人というのをつけるのが当たり前といえば当たり前なのかなという気がしてはいます。そこが今回、恐らく町有住宅で公務員、要は一般企業という社員寮みたいな扱いなのだと思うのですが、問題はそれが何かあったときに税金で立て直すのかどうかという話なのだろうなというふうに私は理解しています。そこは、重過失があつて、若い方が住んでいて、補填ができない、その場合親御さんがその経費、補償するという形になるのかもしれませんが、そこが明確でない以上、ないと想定されるから保証人は外しますというのはなかなか理屈が難しいのかなという気はしているのですが、そこはいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 特に町の職員とかですと、そういったことがもし万が一あったとしても引き続き町の職員として勤務することには変わりがないと思われま。そうなりますと、当然その方に対する賃金等も支払いますので、そういった中での支払いですとか同じく教職員ですとかほかの職員についても同様のことが考えられますので、そういった中で特に収入がなくなるとか、そういったことが考えられないということもございますので、そのような考えで進めるということでございます。

以上です。

○田村議長 沼尾議員、同じ問題について一回休んで2回目の質問することはできないので、申し訳ありません。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「あり」の声あり)

○田村議長 それでは、ただいまから討論を行います。

まず、原案に反対の方からの発言を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、今回の議案に対して反対の立場から討論させていただきます。

まず、公務員だと保証人が不要で、一般の町民が入居する建物は連帯保証人が必要になるという条例は、先ほどの答弁からもなぜそうなるのか明確な理由がなく、不合理な差別であると考えます。リスクがないとか万が一の場合に備えるのが法律や条例であって、また保証契約であります。万が一の場合に本人に財力がない場合には保証人に請求できなければ町の負担、いわゆる町民の負担となると考えられ、町民にその損害を負担させるというのは解せません。保証人とは、万一の場合の損害を担保するという趣旨、また借主にとっても保証人に負担させられないという精神的な部分での債務履行を促す意味でも保証人は必要であると私は考えます。公務員も人間であります。弱い部分だとか過失等の誤りは生じるものであり、万一の場合の保証契約が必要であって、また民間における賃貸借契約の場合はほぼ例外なく連帯保証契約を締結しております。家賃等の支払いは担保されているとしても、明渡し義務、また過失による損害を担保させる仕組みは必要であって、火災等の場合には重過失、故意の場合には火災保険も支払われないのでありますから、その場合の備えというのは必要であります。4月1日に民法改正されますが、現在締結されている保証契約についてはこの改正の影響を受けないことから、再度改めて精査していただき、今回保証人、今施行されている条例は保証人2名になっておりますが、私は2名も要らないと思います。連帯保証人1名で結構です。連帯保証人をつけるという条例改正案を改めて出していただきたい、そう私は考えております。

以上の理由により本議案には反対であり、保証人を置く意味をしっかりと理解していただき、賢明なご判断をお願いしたい。

以上です。

○田村議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番、森議員。

○森議員 私は、原案に賛成をいたします。理由につきましては、入居者につきましては一般職員というふうにもこれなっておりますし、また支払いにつきましては給料のほう、また払込みということで、私は特段連帯保証人がなくてもこのことにつきましては何の差し支えはないだろうというふうにも認識しております。

以上でございます。

○田村議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

#### ◎日程第11 議案第6号

○田村議長 日程第11、議案第6号 浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 議案書13ページを御覧願います。議案第6号 浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正の条文につきましては条文の朗読を省略させていただき、別冊の議案説明資料をもって説明をさせていただきます。

議案説明資料の8ページを御覧願います。浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例説明資料。

1、改正の趣旨でございますが、このたびの改正につきましては国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、厚生労働省令で定める事項をあらかじめ市町村長へ届け出なければならないことから、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について本条例において基準を定めているところでございます。

本条例では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）、以降基準省令と申し上げますが、附則第2条におきまして放課後児童支援員としてみなされる者、以降みなし支援員と申し上げますが、みなし支援員の研修修了要件を令和2年3月31日までとする経過措置が定められておりまして、本条例においても基準省令に従うべき基準とされていることから、同様の経過措置規定を定めているところでございます。基準省令では事業に従事する人員基準等を定めていますが、人員基準等を満たす人員確保等の困難なケースが全国的に少なくなく、従うべき基準の緩和や参酌基準化を求める地方提案により、令和元年10月3日公布の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）において従うべき基準から参酌すべき基準に改正されまして、また併せまして施行日である令和2年4月1日からみなし支援員研修修了要件の経過措置の効力も失われることとなり、本町においても放課後児童支援員の確保について困難なケースがあることから、一定期間は研修受講の猶予を認めることについて改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、附則第2項におきまして「令和2年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和2年3月31日までに」を「放課後児童支援員として、放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して5年を経過する日までに」に改めるものでございます。

3、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、9ページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧願います。

以上で議案第6号 浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正についての説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第7号

○田村議長 日程第12、議案第7号 浦幌町中小企業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 議案書の15ページを御覧願います。議案第7号 浦幌町中小企業振興条例の一部改正について。

浦幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例。

浦幌町中小企業振興条例（平成4年浦幌町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、町長が特に必要と認めるときは、業歴1年未満であっても融資の対象とすることができる。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

改正の趣旨等につきましては説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の10ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、中小企業等の金融の円滑化と正常化を図る融資制度について、現在の条例では同一事業を1年以上継続している中小企業者等に制限されていますが、事業者の負担軽減と商工業振興を図るため、業歴1年未満の中小企業者等に対しても融資を可能とするために改正をするものでございます。

2、改正の内容でございますが、第6条、助成等の対象に「ただし、町長が特に必要と認めるときは、業歴1年未満であっても融資の対象とすることができる。」を加えるもので



ございます。

3、施行期日でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては次のページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 すみません。この1年未満という状況がよく分からなくて、お尋ねいたします。

どういう業種が対象なのか。それから、1年未満で創業されてもこの後3年なら3年継続して例えば業務を続けられるものとかと、そういう規約ってないのか、伺っておきます。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、どのような事業者が対象かといった件につきましては、一般に中小企業者、中小企業基本法に規定されている業者の方々、中小企業団体、その組織に関する法律に規定されている方々が対象となります。

それで、今回、これまでは同じ業歴を1年以上経過したというところが定められておりますので、例えば新規創業の場合ですと創業後1年間はこの町の融資制度を受けることができませんでした。そういった中で、金融機関等におきましては既に新規創業に対する支援も拡大をされております。そういったものに対する要望事項に対応する、といった意味も含めましてこの町の融資制度、それらも支援要件として拡大をする趣旨を持ったものでございます。ですので、業歴が1年未満でありますので、2年目の方、3年目の方、そういった方々に対してもこの融資制度は使用していただけるという内容のものでございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○田村議長 日程第13、議案第8号 浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書の17ページを御覧願います。議案第8号 浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について。

浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例。

浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の12ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、道路構造令が改正され、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道部分として自転車通行帯に関する規定が新たに設けられ、町道を新設または改築する場合における道路構造の技術的基準について、国道等の基準である道路構造令を参酌して定めることとする所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、①は第8条の2関係で、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定するものでございます。

②は第9条関係で、自転車道の設置要件として設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加するものでございます。

③は第38条関係で、道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加するものでございます。

④は第5条、第10条、第11条、第30条関係で、自転車通行帯に関する文言を追加するものでございます。

次に、3の施行期日等でございます。①は附則第1項関係で、公布の日から施行するものでございます。

②は附則第2項関係で、条例の施行に伴う所要の経過措置を定めるものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料13ページから15ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 田村議長 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 田村議長 討論なしと認めます。  
これより議案第8号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 田村議長 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

- 田村議長 日程第14、議案第9号 浦幌町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

- 早瀬施設課長 議案書の19ページを御覧願います。議案第9号 浦幌町営住宅条例の一部改正について。

浦幌町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町営住宅条例の一部を改正する条例。

浦幌町営住宅条例の一部を次のように改正する。

以下、条例の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の16ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、民法の一部を改正する法律によりまして個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、民法における債権関係の規定の見直しが令和2年4月から行われます。町営住宅の入居に当たりましては、連帯保証人の連署する借受書を提出しており、これまでは保証する額に制限がなかったものが極度額を定めなければその効力が生じなくなります。このため、極度額の設定に関して規定するとともに、その他文言の修正、整理など所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、①は第4条関係で、入居者の公募方法について、町広報紙等のほか、町ホームページを追加するものでございます。

②は第5条関係で、引用する法令の条項に移動が生じたことにより修正したもの及び既存入居者の世帯構成または心身の状況から公募しないでも他の町営住宅に住み替えができるよう規定の整備をするものでございます。

③は第6条関係で、入居条件及び文言修正をするものでございます。

④は第9条関係で、優先入居できる入居申込者に、現在は寡婦ですが、これに寡夫を追加するものでございます。

⑤は第11条関係で、連帯保証人が保証する極度額について入居時の家賃の12月分に相当する額とする規定の整備でございます。

⑥は第12条及び第13条関係で、同居承認及び入居承継の承認基準は本条例施行規則に規定しているため、暴力団員である場合についても他の承認基準と同様施行規則に規定するため、削除するものでございます。

⑦は第14条関係で、入居者の収入の申告義務について、認知症である者など収入の申告をすることが困難な事情にあると認める者は、収入申告義務の緩和ができるよう規定の整備をするものでございます。

⑧は第15条関係で、入居者の収入は入居者の収入申告に基づき認定されますが、不正確な申告等が行われた場合において課税台帳の閲覧等により収入の額の認定をできるように規定の整備をするものでございます。

⑨は第19条関係で、民法の改正により経年劣化部分について原状回復義務の範囲から除外されたことを受けまして、当該費用の負担については町長が具体的に定めることとする規定の整備をするものでございます。

⑩は第27条関係で、高額所得者として認定する収入基準について、公営住宅法施行令第10条、条例で公営住宅の明渡しの請求に関わる収入の基準を定める場合の規定により定められた金額でも認定できるように規定の整備をするものでございます。

⑪は第31条関係で、高額所得者に対する明渡し期限後の損害賠償金について、減免または徴収の猶予ができるよう規定の整備をするものでございます。

⑫は第40条関係で、不正行為等により入居した際の損害賠償の算定基準について、法定利率である年5分と規定しておりますが、民法改正により法定利率が年3%に引き下げられることから、今後の引上げ、引下げに対応できるように規定の整備をするものでございます。

⑬は、第20条のほか御覧の26の条について文言修正、整理をするものでございます。

次に、3の施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料18ページから31ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 すみません。1点確認させていただきたいと思っております。

改正民法上、根保証契約は書面をもって極度額を定めなければいけないと規定されておりますが、どのような書面に極度額を定める予定ですか。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 今回の改正による新たな町営住宅入居請書というものに今回の極度額を設定することにしております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第10号

○田村議長 日程第15、議案第10号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 議案書の23ページを御覧願います。議案第10号 定住自立圏形成協定の変更について。

帯広市との間において、次のとおり定住自立圏形成協定を変更することについて、浦幌町議会基本条例第12条第3号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

25ページを御覧願います。定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書。

帯広市と浦幌町は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

改正内容につきましては、議案説明資料をもちましてご説明させていただきます。

議案説明資料の32ページを御覧願います。1、変更の趣旨でございますが、定住自立圏構想は圏域の中心的な役割を担う中心市と周辺町村がそれぞれ魅力を生かしながら相互の役割分担し、連携、協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組でありまして、十勝管内におきましてはこの定住

自立圏構想を推進していくために平成22年12月15日に帯広市が中心市宣言を行い、その後平成23年7月7日に帯広市と18町村との間で1対1の協定を締結いたしました。平成23年9月に平成23年度から平成27年度までを期間とする十勝定住自立圏共生ビジョンを策定し、19項目の取組を柱に計画が始まりました。その後、平成28年3月に平成28年度から平成31年度までを期間とする第2期十勝定住自立圏共生ビジョンを策定し、新たに5つの取組項目を追加し、24項目にわたる取組を進めているところでございます。このたび令和2年度から令和6年度までの第3期十勝定住自立圏共生ビジョンの策定に当たりまして一部内容が変更になることから、定住自立圏形成協定の変更に関しまして各市町村議会の議決を経ようとするものでございます。

2、変更の内容でございますが、本文の変更はありませんが、別表1から別表第3につきまして字句修正及び取組項目の削除を行うものでございます。

33ページを御覧願います。第3期十勝定住自立圏共生ビジョン取組項目一覧、この表のゴシック体のアンダーラインで示している部分が修正項目となるもので、字消しで表示しております航空宇宙産業基地構想の推進など3つの取組項目が削除となり、取組項目は第2期の24項目から21項目に変更となります。

変更箇所につきましては、協定書の新旧対照表にてご説明させていただきます。36ページを御覧ください。別表第1、生活機能の強化に係る政策分野になりますが、分類の4、産業振興では、下段の表になりますが、(2)フードバレーとかちの推進にバイオマスの利活用に関する内容を追加するもので、十勝バイオマス産業都市構想の目標や取組の見直しに併せまして具体的な取組に位置づけるものでございます。

38ページを御覧願います。同じく分類の4、産業振興になりますが、中段の(8)につきましては航空宇宙産業基地構想の推進を取組項目としておりましたが、管内19市町村や関係団体、関係機関で構成されるとかち航空宇宙産業基地誘致期成会を中心に取り組むことが効率的であることから、項目から削除するものでございます。

次に、40ページを御覧願います。別表2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野になりますが、分類の3、移住、交流の促進の中段、(2)につきましては、結婚を希望する若者の支援を取組項目としておりましたが、各自治体が民間企業と協定を結ぶなど地域の特性を生かした様々な取組や支援を実施するようになったことから、定住自立圏の枠組みにとらわれず地域の実情に応じた取組を行うことが効率的であるため、項目から削除するものでございます。

同じページの別表3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野になりますが、下段の分類2につきましてはデータ分析を取組項目としておりましたが、データ分析の結果を第3期共生ビジョンの取組、検討などに活用することで当初の目的を達成できたため、項目から削除するものでございます。

説明資料に戻りまして、32ページを御覧願います。3、協定締結でございますが、各市町村議会の議決を経まして、令和2年3月下旬になる予定でございます。

参考といたしまして、1月28日に管内の学識経験者や協定の取組に関連する分野の関係者で組織します十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会、2月7日には市町村長意見交換会を経まして最終案が決定されたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 この中で2番の結びつきネットワークの中で移住定住の促進ということでありましたけれども、この中の(2)の結婚を希望する若者の支援というのが削られたのですけれども、浦幌で結構今までやっておられて、今回、信金のキューピットだったかな、何かなっていることは分かるのですけれども、これが簡単に削られたという理由をもう少し詳しく教えていただければ。それに賛成した理由を教えていただければ。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまご質問のありました婚活の支援に係る部分ですけれども、先ほども説明しましたとおり、各町村でそれぞれの取組が行われているということです。それから、私ども浦幌町におきましても帯広信金さんと協定を結びまして、それで進めているということなので、各町々が特色のある取組をやっているのです、十勝として統一としてやっていくというよりは、それぞれの町がそれぞれの特色を持った取組をやったほうがいいのではないかとということで削除されたということと、それから北海道におきましては結婚支援ネットワークというものが組織されまして、その中でいろんな情報が出ているということで、今回項目のほうから削除したということになってございます。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 今一応それらしい取組で、個々の取組をというふうにあったのですけれども、浦幌も農業委員会等が主役で結構出会いの場を求めるというスタイルの中でやっていたのですけれども、それが今回ちょっと消えたような気がします。信金さんの形が出たので。本当にそれでいいのかどうかというのをもう一度伺います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでの議論の中では19市町村で構成します、私が担当課長の幹事会並びに各作業部会で検討を進めてきました。それをもちまして、先ほど説明いたしましたけれども、29名の有識者による共生ビジョン懇談会、また市町村長意見交換会の中で議論された結果でございますので、全体の中でそれなりの審議をされてきた結果だというふうに思っておりますけれども、議員のおっしゃっているとおり、婚活につきましては重要な部分というふうに町としても思っておりますので、浦幌町としてはこの共生ビジョンから落ちたからとい

うことではなくて、独自の取組を進めていったりですとか、現在進めております帯広信金とのネットワークの中で加入者を増やすなどの取組を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 それでは、前向きに捉えさせていただきます。この後また企画のほうでそういう、まだ浦幌町も決して順当に後継者問題プラス婚活問題が進んでいると思えないので、もう少し親身にやっていただければなというふうに考えておりますが。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまの意見頂きましたことを身に留めながらいろいろと事業進めてまいりたいと思います。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第11号

○田村議長 日程第16、議案第11号 令和元年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

お諮りをいたします。本議案の審議は、提案理由の説明及び質疑を細分化して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本議案の審議は、これを細分化して行うことに決定をいたしました。

初めに、19ページ、20款1項町債までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 別冊の補正予算書1ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は41ページを御覧願います。議案第11号 令和元年度浦幌町一般会計補正予算。



令和元年度浦幌町の一般会計補正予算（第12回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,767万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ65億2,757万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第4条 地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページ、2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正は、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正。追加でございます。令和2年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額1,443万3,000円、内容につきましては説明資料60ページに記載してございますが、明渠排水550メートルについて令和2年度へ繰り越して事業実施する内容でございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、栄穂地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額1,220万6,000円、内容につきましては説明資料61ページに記載してございますが、区画整理42.9ヘクタールについて令和2年度へ繰り越して事業実施する内容でございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、恩根内地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額918万円、内容につきましては説明資料61ページに記載してございますが、区画整理25.0ヘクタールについて令和2年度へ繰り越して事業実施する内容でございます。

7ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正。追加でございます。事項、町営公衆浴場指定管理委託料、期間、令和2年度から令和4年度、限度額77万7,000円。事項、浦幌町森林公園指定管理委託料、期間、令和2年度から令和5年度、限度額123万4,000円。事項、浦幌町産業交流施設指定管理委託料、期間令和2年度から令和3年度、限度額27万2,000円。事項、浦幌町総合スポーツセンター及び周辺施設指定管理委託料、期間、令和2年度、限度額77万円。事項、浦幌町パークゴルフ場指定管理委託料、期間、令和2年度から令和5年度、限度額111万9,000円。これらは、昨年10月からの消費税増税に伴う指定管理料の変更に伴う債務負担行為であります。事項、ふるさと納税ポータルサイト使用料、期間、令和2年度、限度額、令和2年度にふるさとづくり寄附金の5%に相当する額に支払日における消費税及び地方消費税の額を加算した額。この内容につきましては、イン

ターネットサイト上で返礼品のPR及びデータ分析の強化を図り、より多くのふるさとづくり寄附金を募るためのポータルサイトオプションプランの使用料になります。令和元年度中に申込みを行う関係上、債務負担行為補正をするものでございます。

次に、8ページを御覧願います。第4表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、補正前限度額4億3,150万円、補正後限度額3億5,340万円。内容につきましては、うらほろスタイル推進事業、補正前限度額1,100万円、補正後限度額1,080万円。高等学校等就学費補助事業、補正前限度額250万円、補正後限度額200万円。紙おむつ購入費助成事業、補正前限度額120万円、補正後限度額100万円。認定こども園建設事業、補正前限度額2,900万円、補正後限度額2,830万円。雇用促進事業補助事業、補正前限度額200万円、補正後限度額490万円。合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、補正前限度額2,210万円、補正後限度額1,950万円。道路維持事業、補正前限度額4,300万円、補正後限度額4,550万円。道路建設補助事業、補正前限度額1億4,780万円、補正後限度額9,030万円。橋梁長寿命化修繕事業、補正前限度額6,290万円、補正後限度額4,390万円。教職員住宅整備事業、補正前限度額3,670万円、補正後限度額3,590万円。学校給食費補助事業、補正前限度額1,400万円、補正後限度額1,200万円。以上が過疎対策事業の内容でございます。次に、公共施設等適正管理推進事業、補正前限度額6,070万円、補正後限度額5,430万円。内容につきましては、老朽化対策事業でございます。9ページを御覧願います。公営住宅建設事業、補正前限度額1億2,770万円、補正後限度額1億1,990万円。緊急防災・減災対策事業、補正前限度額950万円、補正後限度額720万円。内容につきましては、防災拠点施設整備等事業でございます。合計、補正前限度額5億7,820万円、補正後限度額4億8,360万円。これらは、いずれも事業費確定に伴う補正でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

次のページ、10ページから11ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は説明を省略させていただきます。

12ページを御覧願います。2、歳入、1款町税、1項町民税、1目個人2,075万円を追加し、2億3,574万円。

2目法人500万円を減額し、3,700万1,000円。

2項1目固定資産税2,860万円を追加し、3億3,214万9,000円。

4項1目町たばこ税400万円を追加し、3,565万円。

5項1目入湯税50万円を追加し、227万8,000円。

これらにつきましては、いずれも課税額の確定に伴う補正でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金151万1,000円を減額し、1,241万5,000円、内容につきましては交付額の決定に伴う減額でございます。

8款1項1目地方特例交付金915万4,000円を追加し、1,214万2,000円、内容につきましては説明資料41ページに記載のとおりでございます。

9款1項1目地方交付税2,500万円を減額し、31億3,974万8,000円、内容につきましては

特別交付税の減額見込みによる補正でございます。

11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金287万7,000円を追加し、2,044万6,000円、担い手育成型畑総整備事業受益者分担金につきましては説明資料60ページから61ページに記載のとおりでございます。

2項負担金、1目民生費負担金571万8,000円を追加し、1億2,332万5,000円、4節老人福祉施設費負担金につきましては説明資料41ページに、5節老人保護措置費負担金につきましては説明資料55ページに記載のとおりでございます。

2目衛生費負担金18万円を減額し、12万円。

14ページを御覧願います。4目教育費負担金131万2,000円を減額し、1,796万1,000円。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料162万円を減額し、2,871万7,000円、1節社会福祉使用料につきましては説明資料41ページに、2節児童福祉使用料につきましては説明資料42ページに、3節介護サービス使用料につきましては説明資料54ページから55ページに記載のとおりでございます。

5目土木使用料440万円を減額し、7,101万1,000円。

6目教育使用料10万円を追加し、202万8,000円。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金492万6,000円を減額し、1億4,810万8,000円、1節社会福祉費国庫負担金につきましては説明資料49ページから50ページに、2節国民健康保険事業保険基盤安定国庫負担金につきましては説明資料51ページに、3節児童福祉費国庫負担金につきましては説明資料42ページ及び53ページに記載のとおりでございます。

2目衛生費国庫負担金14万8,000円を減額し、73万2,000円。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金34万1,000円を追加し、1,370万1,000円、内容につきましては説明資料48ページに記載のとおりでございます。

2目民生費国庫補助金127万5,000円を追加し、512万3,000円、内容につきましては説明資料42ページに記載のとおりでございます。

3目土木費国庫補助金1億2,839万8,000円を減額し、3億110万1,000円、内容につきましては社会資本整備総合交付金のうち地域活力基盤創造交付金につきましては説明資料64ページに記載のとおりでございます。地域住宅交付金につきましては、事業実績に伴う減額でございます。

4目教育費国庫補助金2万9,000円を減額し、30万円。

6目衛生費国庫補助金64万5,000円を追加し、64万5,000円、内容につきましては説明資料42ページに記載のとおりでございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金1,384万6,000円を減額し、2,260万5,000円、内容につきましては事業実績に伴う地籍調査事業道負担金の減額でございます。

16ページを御覧願います。2目民生費道負担金38万円を追加し、9,855万9,000円、2節障害者福祉費道負担金につきましては説明資料49ページから50ページに、3節国民健康保

険事業保険基盤安定道負担金につきましては説明資料51ページに、5節児童福祉費道負担金につきましては説明資料42ページ及び53ページに記載のとおりでございます。

3目衛生費道負担金7万4,000円を減額し、7万9,000円。

2項道補助金、1目総務費道補助金270万円を追加し、395万9,000円、内容につきましては説明資料43ページに記載のとおりでございます。

2目民生費道補助金59万円を追加し、1,762万4,000円、2節児童福祉費補助金につきましては説明資料42ページに、3節老人福祉費補助金につきましては説明資料55ページに記載のとおりでございます。

3目衛生費道補助金105万7,000円を減額し、241万6,000円。

4目農林水産業費道補助金6,826万9,000円を追加し、2億1,512万円、1節農業費補助金につきましては説明資料43ページ及び58ページから61ページに記載のとおりでございます。3節水産業費補助金につきましては、説明資料43ページに記載のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金216万7,000円を減額し、1,913万8,000円、3節統計調査費委託金につきましては説明資料48ページに記載のとおりでございます。

3目農林水産業費委託金54万2,000円を追加し、1,423万1,000円。

18ページを御覧願います。15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入65万3,000円を減額し、5,317万8,000円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入166万4,000円を追加し、166万5,000円、内容につきましては土地建物売払い収入の追加でございます。

3目有価証券売払収入158万3,000円を追加し、158万3,000円、内容につきましては帯広空港ターミナルビル株式譲渡収入でございます。

16款1項寄附金2目指定寄附金1,498万円を減額し、3,563万6,000円、1節指定寄附金につきましては説明資料65ページに、2節ふるさとづくり寄附金につきましては説明資料45ページに記載のとおりでございます。

17款繰入金、2項1目基金繰入金2億8,724万7,000円を減額し、3億3,043万8,000円、財政調整基金繰入金2億7,329万5,000円減額のほか、事業費確定に伴う特定目的基金繰入金を減額するものでございます。

19款諸収入、5項1目雑入96万5,000円を減額し、974万8,000円。

2目過年度収入75万円を追加し、76万円、内容につきましては説明資料58ページに記載のとおりでございます。

20款1項町債、1目総務債70万円を減額し、1億2,674万1,000円。

2目民生債90万円を減額し、7,360万円。

4目労働債290万円を追加し、490万円。

5目農林水産業債260万円を減額し、1,950万円。

6目土木債8,820万円を減額し、3億5,590万円。

7目教育債280万円を減額し、4,790万円。

8目消防債230万円を減額し、720万円。

これらは、いずれも事業費確定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、20ページ、1款1項議会費から28ページ中段、2款総務費、6項監査委員費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 それでは、補正予算書20ページを御覧願います。説明資料は43ページを御覧願います。3、歳出でございますが、初めに人件費の補正につきまして一括説明をさせていただきます。内容といたしましては、年度途中における職員の退職及びそれに伴う採用、扶養家族の異動や住居変更などによる補正、共済組合納付金率の確定並びに科目間の更正に伴う補正などがございます。このたびの人件費の補正額は、一般会計及び8特別会計合わせまして2節給料で461万1,000円の減額、3節職員手当等で264万8,000円の減額、4節共済費で2,311万6,000円の減額、合計で3,037万5,000円の減額となるものでございます。

それでは、内容に入ってまいります。1款1項1目議会費190万7,000円を減額し、7,965万9,000円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残による減額補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,233万8,000円を減額し、2億7,644万3,000円、内容につきましては人件費の補正及び執行残による減額補正でございます。

2目情報化推進管理費2,114万円を減額し、2億2,183万2,000円、内容につきましては説明資料43ページから44ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

22ページを御覧願います。3目文書広報費29万1,000円を減額し、715万8,000円、内容につきましては説明資料44ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

4目自動車管理費205万6,000円を減額し、1,893万7,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

5目財産管理費224万円を減額し、2,904万5,000円、内容につきましては説明資料44ページに記載のほか、執行残による減額でございます。

6目財政調整等基金費1,500万円を減額し、1億2,790万4,000円、内容につきましては説明資料45ページに記載のとおりでございます。

7目企画費2,150万4,000円を減額し、9,738万6,000円、内容につきましては説明資料45ページから46ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

8目支所費4万5,000円を追加し、2,122万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

10目生活安全推進費97万7,000円を追加し、2,056万6,000円、内容につきましては説明資

料46ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

12目職員厚生費72万8,000円を減額し、834万2,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

13目諸費245万7,000円を減額し、4,245万6,000円、内容につきましては説明資料47ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

24ページを御覧願います。14目ふるさとづくり寄附奨励費624万4,000円を減額し、2,268万4,000円、内容につきましては説明資料47ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

15目開町120年記念事業費70万3,000円を減額し、359万4,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

2項徴税費、1目税務総務費105万6,000円を追加し、2,205万7,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目賦課徴収費24万2,000円を減額し、1,621万6,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

3項1目戸籍住民登録費9万7,000円を追加し、1,629万7,000円、内容につきましては人件費の補正並びに説明資料48ページに記載のとおりでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費46万円を減額し、1,046万6,000円。

26ページを御覧願います。2目知事道議選挙費133万8,000円を減額し、330万4,000円。

3目町長町議選挙費282万1,000円を減額し、521万7,000円。

4目参議院議員選挙費146万2,000円を減額し、787万7,000円。

これらは、いずれも執行残に伴います減額補正でございます。

28ページを御覧願います。5項統計調査費、1目統計調査総務費2万6,000円を減額し、1,501万6,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目指定統計調査費33万円を減額し、114万2,000円、内容につきましては説明資料48ページに記載のとおりでございます。

6項1目監査委員費27万円を減額し、250万2,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、28ページ下段、3款民生費、1項社会福祉費から35ページ上段、4款衛生費、2項清掃費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 それでは、補正予算書28ページ下段を御覧願います。説明資料は48ページからになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費34万9,000円を追

加し、3億2,786万6,000円、内容につきましては説明資料48ページから51ページに記載のほか、人件費の補正、執行残による減額及び国民健康保険事業特別会計繰出金を補正するものでございます。

3目厚生委員費25万円を減額し、284万7,000円。

4目青少年健全育成費2万円を減額し、26万8,000円。

5目社会福祉施設費2万円を減額し、206万4,000円。

6目重度心身障害者ひとり親家庭等医療対策費172万円を減額し、683万1,000円。

これらにつきましては、執行残に伴います減額補正でございます。

7目後期高齢者医療費740万3,000円を減額し、9,762万6,000円、内容につきましては説明資料52ページに記載のほか、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額するものでございます。

30ページを御覧願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費318万9,000円を減額し、6,267万6,000円、内容につきましては説明資料52ページから53ページに記載のほか、人件費の補正並びに執行残による減額補正でございます。

2目児童措置費518万5,000円を減額し、4,986万9,000円、内容につきましては説明資料53ページに記載のとおりでございます。

3目認可保育園運営費268万8,000円を減額し、9,609万1,000円。

4目へき地保育所運営費218万8,000円を減額し、3,295万5,000円。

7目学童保育所費23万8,000円を減額し、885万円。

8目子育て支援センター費8万円を追加し、1,716万7,000円。

これらにつきましては、いずれも人件費の補正並びに執行残に伴う減額補正でございます。

3項老人福祉費、1目老人福祉総務費1,567万5,000円を減額し、1億9,308万5,000円、内容につきましては説明資料54ページから55ページに記載のほか、執行残による減額補正並びに介護保険特別会計繰出金を減額するものでございます。

32ページ中段を御覧願います。2目老人福祉施設費60万円を減額し、9,040万円、内容につきましては執行残に伴う減額補正でございます。

3目老人ホーム費852万8,000円を減額し、2億4,268万9,000円、内容につきましては説明資料55ページに記載のほか、人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

4目町民バス管理費105万円を減額し、806万円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2,182万5,000円を減額し、2億2,952万7,000円、内容につきましては説明資料55ページに記載のほか、執行残による減額及び簡易水道特別会計繰出金を減額するものでございます。

34ページを御覧願います。2目予防費272万5,000円を減額し、1,155万5,000円、内容に

つきましては執行残に伴います減額補正でございます。

3目環境衛生費313万6,000円を減額し、3,096万8,000円、内容につきましては執行残による減額及び個別排水処理特別会計繰出金を減額するものでございます。

5目医療対策費1,048万2,000円を減額し、1億607万6,000円、内容につきましては説明資料56ページに記載のほか、浦幌町立診療所特別会計繰出金を減額するものでございます。

6目乳幼児等医療対策費84万7,000円を減額し、1,480万9,000円。

8目保健福祉センター管理費15万円を減額し、2,944万7,000円。

9目未熟児養育医療対策費54万円を減額し、18万1,000円。

これらは、いずれも執行残に伴います減額補正でございます。

2項清掃費、1目塵芥処理費15万5,000円を減額し、6,743万3,000円。

2目し尿処理費121万8,000円を追加し、486万7,000円、内容につきましては説明資料56ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、35ページ中段、5款労働費、1項労働諸費から41ページ中段、9款1項消防費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 それでは、補正予算書35ページ中段を御覧願います。説明資料は57ページからになります。5款労働費、1項1目労働諸費279万3,000円を追加し、2,133万7,000円、内容につきましては説明資料57ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費25万2,000円を減額し、3,085万9,000円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

2目農業総務費103万5,000円を減額し、4,528万6,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

3目農業振興費6,527万5,000円を追加し、1億4,762万3,000円、内容につきましては説明資料58ページから59ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

36ページを御覧願います。5目畜産振興費42万8,000円を追加し、2,329万4,000円、内容につきましては説明資料59ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

6目土地改良費183万7,000円を減額し、9,752万4,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

8目道営土地改良事業費314万5,000円を追加し、7,220万1,000円、内容につきましては説明資料60ページから61ページに記載のとおりでございます。



9目地籍調査費1,752万4,000円を減額し、4,386万4,000円。

10目団体営土地改良事業費21万8,000円を減額し、628万3,000円。

これらは、いずれも執行残に伴います減額補正でございます。

2項林業費、1目林業総務費9万8,000円を減額し、2,228万7,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目林業振興費51万2,000円を追加し、3,074万6,000円、内容につきましては説明資料62ページに記載のとおりでございます。

3目林道維持費312万7,000円を減額し、692万1,000円。

4目うらほろ森林公園管理運営費15万5,000円を減額し、2,428万8,000円、これらはいずれも執行残に伴います減額補正でございます。

3項水産業費、2目水産業振興費670万8,000円を減額し、3,566万2,000円、内容につきましては説明資料62ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

38ページを御覧願います。7款1項商工費、1目商工振興費334万4,000円を減額し、1億8,234万9,000円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

2目観光費26万3,000円を減額し、7,087万6,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費23万3,000円を減額し、3,611万7,000円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

2項道路橋梁費、1目土木車両管理費11万7,000円を減額し、5,456万9,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目道路維持事業費50万2,000円を追加し、1億4,467万円、内容につきましては説明資料63ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

3目道路建設補助事業費1億9,545万6,000円を減額し、4億834万4,000円、内容につきましては説明資料64ページに記載のとおりでございます。

3項河川費、1目河川管理費8万2,000円を減額し、3,556万円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

40ページを御覧願います。4項都市計画費、1目都市計画総務費3万円を減額し、8万4,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

2目公共下水道費1,408万6,000円を減額し、1億1,807万6,000円、内容につきましては公共下水道特別会計繰出金を減額するものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費343万5,000円を減額し、5,073万8,000円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

2目公営住宅建築費5,125万1,000円を減額し、2億9,271万9,000円、内容につきましては説明資料64ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

9款1項消防費、1目常備消防費204万7,000円を減額し、1億6,843万2,000円、内容に

つきましては説明資料64ページに記載のとおりでございます。

2目非常備消防費322万円を減額し、2,523万6,000円。

3目災害対策費287万円を減額し、2,517万4,000円。

これらは、いずれも執行残に伴います減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議員 補正予算書の37ページ、3番、林業維持費の委託料312万7,000円のこの減になった理由がどこにも載っていないのですが、説明をお願いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまの林業維持費、こちらの312万7,000円につきましては、本年度林道橋の定期点検委託業務、これと川流布小笠原線についての調査測量設計委託業務、この2本の委託業務を予算計上させていただいております。この2本に係ります執行残、その金額について312万7,000円を今回減額、更正減させていただく内容でございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 これ金額が多いように感じるのですけれども、これは執行残というのは入札執行残ということですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 議員のおっしゃるとおり、入札執行残という形の減額になります。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、41ページ下段、10款教育費、1項教育総務費から46ページ、13款諸支出金、1項過年度支出金までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 それでは、補正予算書41ページ下段を御覧願います。説明資料は65ページを御覧願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、21万4,000円を減額し、237万3,000円。

2目事務局費240万7,000円を減額し、6,348万5,000円、これらはいずれも人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

42ページを御覧願います。2項小学校費、1目学校管理費187万5,000円を減額し、1億240万9,000円。

2目教育振興費181万5,000円を減額し、1,946万9,000円。

3目特別支援教育振興費7万円を減額し、704万6,000円。

4目簡易水泳プール管理費13万7,000円を減額し、28万6,000円。

5目学校保健費29万3,000円を減額し、244万8,000円。

これらは、いずれも執行残に伴います減額補正でございます。

3項中学校費、1目学校管理費404万5,000円を減額し、7,089万6,000円。

2目教育振興費147万円を減額し、1,821万1,000円。

44ページを御覧願います。4目スクールバス管理費500万円を減額し、5,032万6,000円。

これらは、いずれも執行残に伴います減額補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園運営費75万円を減額し、4,059万9,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費373万7,000円を減額し、4,871万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目公民館運営費28万円を追加し、3,816万4,000円、燃料費の追加でございます。

4目高齢者学級開設費6万円を減額し、34万8,000円。

5目青少年教育費8万円を減額し、377万9,000円、内容につきましてはいずれも執行残に伴います減額補正でございます。

7目図書館管理費99万9,000円を減額し、4,157万5,000円、内容につきましては説明資料65ページに記載のほか、人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

6項保健体育費、1目社会体育総務費30万円を減額し、1,413万1,000円。

46ページを御覧願います。2目社会体育施設費62万6,000円を減額し、7,556万3,000円、これらはいずれも執行残に伴います減額補正でございます。

3目給食センター管理費425万5,000円を追加し、8,147万8,000円、内容につきましては説明資料65ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

12款1項公債費、1目利子600万円を減額し、4,732万1,000円、内容につきましては前年度借入れ予定額の減少及び借入れ利率の引下げに伴います減額でございます。

13款諸支出金、1項1目過年度支出金75万円を追加し、98万3,000円、内容につきましては説明資料58ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議員 46ページの給食センター管理費について、賃金でございますが、これ調理員の退職金ということでございますけれども、この4名の方はどのぐらいの年数勤務されたのか教えていただきたいと。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの安藤議員のご質問にお答えいたします。

4名の方の勤務年数ですが、まず1名の方が21年7か月、もう一名の方が9年、もう一名の方が5年、同じくもう一名の方も5年となっております。

以上でございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで一般会計補正予算全体を通じての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

再開は2時30分といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時30分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

#### ◎日程第17 議案第12号

○田村議長 日程第17、議案第12号 令和元年度浦幌町町有林野特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 議案書の47ページを御覧願います。あわせて、説明資料66ページを御覧願います。

議案第12号 令和元年度浦幌町町有林野特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の町有林野特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ394万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2,342万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正並びに49ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

このたびの補正につきましては、造林事業及び森林整備加速化・林業再生事業の確定に伴う道補助金の追加並びに財産売払収入等の確定に伴う追加、また造林事業の確定に伴う減額とそれに伴う基金繰入金について減額補正するものでございます。

議案の50ページを御覧願います。2、歳入、1款道支出金、1項道補助金、1目造林補助465万7,000円を追加し、7,553万4,000円、事業確定に伴う造林補助金の減並びに森林整備加速化・林業再生事業補助金の追加でございます。

2款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入641万5,000円を追加し、2,194万5,000円、立ち木売払収入の確定に伴う追加でございます。

2目素材売払収入76万7,000円を追加し、1,327万7,000円、間伐材売払収入の確定に伴う追加でございます。

3款繰入金、2項1目基金繰入金1,578万6,000円を減額し、681万5,000円、基金繰入金の減額でございます。

51ページを御覧願います。3、歳出、1款1項1目財産管理費83万2,000円を減額し、1,887万7,000円、管理林道維持に係る機械借り上げ料の減額でございます。

2款1項財産造成費、1目造林費311万5,000円を減額し、9,682万6,000円、事業確定に伴う工事請負費及び植栽用苗木購入のための原材料費の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○田村議長 日程第18、議案第13号 令和元年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 議案書52ページをお開き願います。あわせまして、説明資料は67ページから69ページを御覧願います。議案第13号 令和元年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,700万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億832万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

53ページと54ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに55ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

56ページをお開き願います。2、歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税620万円を追加し、1億9,980万円、説明資料67ページの記載のとおり、平等割、所得割、資産割額の増加見込みによるものでございます。なお、午前中行政報告をさせていただきますました課税誤りによる追加課税分につきましては入っておりませんので、後日追加で補正をさせていただきます。

2目退職被保険者等国民健康保険税3,000円を減額し、4万9,000円、課税額確定により減額するものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金55万円を追加し、55万円、説明資料に記載のとおり、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備を行うためのシステム改修整備費の国庫補助金でございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金2,938万8,000円を減額し、4億2,840万7,000円、医療費の減額に伴う普通交付金の減と特定健診等の保健事業によって交付される特別交付金は増となる内容でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金461万7,000円を追加し、6,652万8,000円、主な理由は軽減対象世帯が当初見込みより多かったことから、保険基盤安定負担

金が増額となったものでございます。

2項1目基金繰入金922万8,000円を減額し、ゼロ円、保険税の収入や保険基盤安定繰入金等が増額したことで国民健康保険事業基金繰入金を取り崩す必要がなかったためでございます。

続きまして、58ページをお開き願います。7款諸収入、3項雑入、3目一般被保険者返納金25万1,000円を追加し、25万2,000円、説明資料68ページ記載のとおり、資格喪失後に受けた療養給付費の返納金の増額分でございます。

59ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費61万7,000円を減額し、2,659万4,000円、人件費等の執行残でございます。

2目連合会負担金1万3,000円を減額し、42万6,000円、被保険者数減に伴う北海道国保連合会負担金の減でございます。

3項1目運営協議会費8万2,000円を減額し、6万8,000円、報酬費及び旅費の執行残でございます。

2款1項保険給付費、1目療養費2,605万2,000円を減額し、3億4,995万円、主な要因としては医療費の減額に伴う給付事業負担金の減でございます。

60ページをお開き願います。2目高額療養費865万円を減額し、4,000万円、高額療養費の減に伴う負担金の減でございます。

3目移送費、3万円を減額し、5万円、移送費の減に伴う負担金の減でございます。

4目出産育児諸費126万1,000円を追加し、462万3,000円、事業実績に伴い、3件分の出産育児一時金負担金を追加するものでございます。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費27万5,000円を減額し、628万4,000円、旅費の執行残と特定健診業務端末を国保連が一括譲渡することになったため備品購入費を減額し、負担金を追加するものでございます。

61ページを御覧願います。2項保健事業費、1目保健衛生普及費266万9,000円を追加し、556万5,000円、主なものとしましては、説明資料69ページ記載のとおり、65歳以上の被保険者に係る予防接種費用並びにがん検診費用が特別交付金の対象となったことから、一般会計から予算を組み替えるために追加補正する内容のものでございます。

6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金453万7,000円を追加し、466万7,000円、説明資料記載のとおり、保険基盤安定負担金等の増加により国民健康保険事業基金の取崩しをせず、基金の繰入金を減額し、積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金25万1,000円を追加し、40万3,000円、資格喪失後に受けた保険給付費等交付金を北海道へ返還するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 今マイナンバー制度に関するものの整備事業費で55万円出ていたのですけれども、今現在マイナンバーカードがどの程度浦幌町には普及しているのか、人数というか、枚数というか、分かればちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○鈴木町民課長 大変申し訳ございません。正確な数字は分からないのですが、10%は超えておりまして、人口比で11%、12%程度の枚数というふうに承知しております。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 11から12%程度ということは、今四千何ぼですので、約500あるかないかかなと思うのですけれども、これから税番号制度システムというのは大分変わろうとするのですけれども、しようとしているのだらうと思うのですけれども、この状態というのはどうということなのだろう。社会保障・税番号制度システム整備費とあるのですけれども、整備するためにはマイナンバーカードはどのように、使おうとして考えているのですけれども、その整備に大分かかるのでしょうか、期間が。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○鈴木町民課長 この55万円につきましては、マイナンバーカードを国民健康保険、今保険証で医療機関にかかっているのですけれども、マイナンバーカードで保険証の代わりになるようなシステムを今国は構築しようということで、今その整備を行う前段のシステム改修ということで、今すぐということではなくて、あと一、二年後にそういうことが可能になるようなシステムの環境整備を行うということでございます。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 ちょっと聞き方が私悪いのかもしれないのですけれども、本当はマイナンバーカードが今更新といいますか、例えば2年、私前に交付を受けてから何か確認をしるというカードが来ているのです、個人的に。マイナンバーカードを。ちょっと事情が違ってもいいかもしれません。それはみんなに来ているのかどうかということも兼ねてちょっと質問したかったのですけれども。これから健康保険証に代わろうとしているということですよ、マイナンバーカードが。11%か12%にしかまだなっていないのに代わろうとするのはきついのかなというところもあって、ちょっと聞いているのです。

○田村議長 阿部議員、発言が議題外になっているように感じるのだけれども、再度明瞭にお願いします。

○阿部議員 それでは、1つは先ほどからシステム……よろしいですか。カードが今例えば保険制度に代わろうとしていると僕思うのですけれども、その間にまだマイナンバーカードを所持している方が11%か12%しかおられないという中でそういうカードに代わるというのはどうなのかなということ、それから当初始まったカードを確認するような形のものがあるのです、私に。それで、そのカードの確認は何のためのカードの確認なのか



などちょっと分からなかったものですから。

○田村議長 阿部議員、ちょっともう一回お聞きします。

保険証明書の関係でナンバーカードの問題を言っているのだけれども、ここで説明資料に書いてあるのですけれども、阿部君の質問は本件議題の問題でなくなってくるのではないかと思うのですけれども。

(「はい、そうです」の声あり)

○田村議長 それでは、答弁できる範疇で説明してください。

町民課長。

○鈴木町民課長 今議員がおっしゃったことにつきましては、国は国民健康保険証をマイナンバーに代えて対応できるようにということを今目指しております、そういう国民健康保険証の代わりにマイナンバーが代わるということでマイナンバーの取得を目指していくという国の考えでございます。今そんなに普及率が高くないものですから、いきなりはマイナンバーのみで保険証、対応するという事に当然りませんので、当分の間は並行して今の保険証も使えて、マイナンバーも使えるということをしていながら、最終的にはマイナンバーカードのみということになるかと思えます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第14号

○田村議長 日程第19、議案第14号 令和元年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 議案書62ページをお開き願います。あわせまして、説明資料は70ページを御覧願います。議案第14号 令和元年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)は次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8,740万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページ、63ページの第1表の歳入歳出予算補正並びに64ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

65ページを御覧願います。2、歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料136万4,000円を減額し、5,455万9,000円、説明資料の記載のとおり、被保険者数の減による収入減に伴う減額補正でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金84万5,000円を減額し、3,249万7,000円、繰入金の確定に伴う減でございます。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金4,000円を追加し、5,000円、延滞金収入があったことによる追加補正でございます。

66ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費10万9,000円を減額し、584万2,000円、執行残による減でございます。

2項1目徴収費1万6,000円を減額し、74万1,000円、執行残による減でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金208万円を減額し、8,062万円、保険料及び事務費等の減額確定により後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○田村議長 日程第20、議案第15号 令和元年度浦幌町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 議案書は67ページ、説明資料は71ページから72ページを御覧願います。議案第15号 令和元年度浦幌町介護保険特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の介護保険特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,458万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億6,015万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次の68ページと69ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに70ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

71ページを御覧願います。2、歳入、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料26万8,000円を追加し、1億1,367万5,000円、第1号被保険者介護保険料滞納繰越分の増収分による追加補正でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金392万6,000円を減額し、9,757万7,000円、介護保険給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金432万2,000円を減額し、4,624万5,000円、介護保険給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3目被保険者機能強化推進交付金51万2,000円を追加し、51万2,000円、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた地域支援事業の推進に対する交付金を追加補正するものでございます。

4目介護保険事業費補助金22万円を追加し、36万8,000円、説明資料に記載のとおり、介護保険制度の改正に伴うマイナンバーカードによる情報連携のためのシステム改修業務委託料に対する国庫補助金を追加補正するものでございます。

3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金149万6,000円を減額し、8,785万2,000円、介護保険給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金450万9,000円を減額し、1億5,404万4,000円、介護保険給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

72ページをお開き願います。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,034万円を減額し、1億1,495万9,000円、介護保険給付費、地域支援事業の各種事業費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2項基金繰入金、1目給付費準備基金繰入金101万6,000円を減額し、262万5,000円、介

護保険給付費等の減少から余剰金が生ずる見込みで、介護給付費準備基金の取崩しを減額するものでございます。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金 2 万円を追加し、2 万 1,000 円、延滞金収入があったことによる追加補正でございます。

73 ページを御覧願います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 30 万 2,000 円を追加し、1,595 万 1,000 円、主なものとしましては、説明資料に記載のとおり、介護保険制度の改正に伴うマイナンバーカードによる情報連携のためのシステム改修業務委託料 33 万円等を追加補正するものでございます。

3 項 1 目介護認定審査会費 49 万 2,000 円を減額し、494 万 6,000 円、執行残による減額補正でございます。

2 目認定調査費 15 万 4,000 円を減額し、171 万 9,000 円、執行残による減額補正でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 1,750 万円を減額し、1 億 4,850 万円、事業実績に伴い、減額補正するものでございます。

2 目居宅介護サービス等計画給付費 100 万円を減額し、1,800 万円、事業実績に伴い減額補正するものでございます。

74 ページをお開き願います。3 目地域密着型介護サービス等給付費 740 万円を減額し、1 億 860 万円、事業実績に伴い減額補正するものでございます。

4 目施設介護サービス等給付費 970 万円を追加し、2 億 3,970 万円、事業実績に伴い追加補正するものでございます。

6 目住宅改修費 50 万円を減額し、170 万円、事業実績に伴い減額補正するものでございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 230 万 2,000 円を減額し、999 万 9,000 円、事業実績に伴い減額補正するものでございます。

2 目一般介護予防事業費 179 万 1,000 円を減額し、766 万 3,000 円、執行残による減額補正でございます。

2 項包括的支援事業費、1 目地域包括支援センター運営事業費 23 万 5,000 円を減額し、1,860 万 5,000 円。

3 目認知症総合支援事業費 12 万 6,000 円を減額し、547 万 2,000 円。

4 目生活支援体制整備事業費 1 万 8,000 円を減額し、559 万 3,000 円。

いずれも執行残による減額でございます。

3 項任意事業費、1 目介護給付等費用適正化事業費 2 万 9,000 円を減額し、8 万 2,000 円。

2 目家族介護支援事業費 239 万 9,000 円を減額し、176 万 1,000 円。

3 目その他任意事業費 65 万 1,000 円を減額し、10 万 2,000 円。

いずれも執行残による減額補正でございます。

76ページをお開き願います。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金6,000円を追加し、1,006万円、過年度の介護給付費等道負担金を償還するため追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第16号

○田村議長 日程第21、議案第16号 令和元年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○新川診療所事務長 補正予算書77ページを御覧願います。あわせて、説明資料につきましては73、74を御覧願います。議案第16号 令和元年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計補正予算(第4回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,170万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億3,530万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

79ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更、起債の目的、緊急防災・減災対策事業、非常用発電機設置事業、変更の内容につきましては補正後についてのみ説明をさせていただきます。限度額4,720万円、計も同額です。起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前と同じでございます。

80ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、説明資料に記載のとおり、診療報酬収入等の確定見込みと人件費及び運営実績に伴う経常経費等の予算補正の内容でございます。

81ページを御覧願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,100万2,000円を減額し、9,715万5,000円。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入10万円を減額し、1億7,775万円。

4款1項町債、1目浦幌町立診療所整備事業債60万円を減額し、4,720万円。

いずれも確定見込みによる内容でございます。

82ページをお開き願います。3、歳出、1款1項診療所費、1目診療所管理費90万1,000円を減額し、1億1,204万4,000円、説明資料に記載のとおり、燃料費及び床暖房制御機修繕料の追加とボイラー設置工事に係る執行残及び消費税確定に伴う更正減でございます。

2目医業費1,080万1,000円を減額し、2億1,675万6,000円、人件費等、いずれも運営実績に伴う更正減で、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第17号

○田村議長 日程第22、議案第17号 令和元年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 補正予算書84ページを御覧願います。あわせて、説明資料75ページをお開き願います。議案第17号 令和元年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,355万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,781万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

85ページを御覧願います。85ページから86ページまでの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

87ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、下水道事業、補正前限度額2,460万円、補正後限度額1,320万円、内容といたしましては公共下水道事業、補正前限度額2,460万円、補正後限度額1,320万円。計、補正前限度額2,460万円、補正後限度額1,320万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

88ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

89ページを御覧願います。このたびの補正につきましては、公共下水道受益者負担金の合併と消費税還付及び終末処理場非常用発電機修繕に伴う追加補正と下水道改築事業等の確定による減額補正をするものでございます。

2、歳入、1款分担金及び負担金、2項負担金、1目公共下水道費負担金10万3,000円を追加し、10万4,000円、住宅新築に伴う受益者負担金の追加でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料288万3,000円を減額し、5,905万円、現年度における公共下水道使用料の更正減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金1,162万7,000円を減額し、1,367万3,000円、浦幌終末処理場設備等更新に関わる公共下水道事業費確定に伴う社会資本整備総合交付金の更正減でございます。社会資本整備総合交付金につきましては、要望額に対し約54%の配当にとどまっております、そのため設備更新工事の一部を翌年度施行とするなどの内容の調整を図っております。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,408万6,000円を減額し、1億1,807万6,000円、一般会計からの繰入金の更正減でございます。

7款諸収入、3項1目雑入633万6,000円を追加し、633万8,000円、消費税還付に伴う追加でございます。

8款1項町債、1目公共下水道事業債1,140万円を減額し、1,320万円、公共下水道事業債の確定による更正減でございます。

90ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費355万円を減額し、366万9,000円、公営企業会計基本計画策定委託業務の執行残による委託料の減額、消費税納付額確定による公課費の更正減でございます。

1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費42万2,000円を減額し、697万1,000円、管渠等清掃業務委託料に関わる更正減でございます。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費17万6,000円を追加し、3,444万6,000円、終末処理場非常用発電機の定期点検において原動機の劣化により起動遅延が発生したため、修理に伴う追加及び光熱水費並びに委託料事業費確定による更正減でございます。

2款事業費、1項1目下水道建設費2,886万1,000円を減額し、4,380万1,000円、社会資本整備総合交付金事業の確定による委託料及び工事請負費の執行残と交付金配当額が減額したことによる反応タンク計装設備更新工事に伴う更正減でございます。

3款1項公債費、2目利子90万円を減額し、1,277万6,000円、長期債償還利子の確定による更正減でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第18号

○田村議長 日程第23、議案第18号 令和元年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 補正予算書91ページを御覧願います。あわせて、説明資料76ページをお開き願います。議案第18号 令和元年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによ



る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,237万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

92ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

93ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、下水道事業、補正前限度額990万円、補正後限度額910万円、内容といたしましては個別排水処理施設整備事業、補正前限度額990万円、補正後限度額910万円。計、補正前限度額990万円、補正後限度額910万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

94ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

このたびの補正につきましては、個別排水処理施設設置基数の確定による受益者分担金と消費税還付の追加補正と町債、工事請負費の減額補正をするものでございます。

95ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目個別排水処理分担金58万円を追加し、70万円、受益者分担金前納に伴う追加でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金263万6,000円を減額し、2,725万2,000円、一般会計からの繰入金の更正減でございます。

6款諸収入、3項1目雑入97万8,000円を追加し、98万円、消費税還付に伴う追加でございます。

7款1項町債、1目個別排水処理施設整備事業債80万円を減額し、910万円、個別排水処理施設整備事業債の確定による更正減でございます。

96ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費44万9,000円を減額し、209万6,000円、公営企業会計基本計画策定委託業務の執行残による委託料の減額、消費税納付額確定による公課費の更正減でございます。

1款総務費、1項総務管理費、2目普及推進費20万円を減額し、152万1,000円、水洗便所改造等補助金の未執行による更正減でございます。

1款総務費、2項施設管理費、1目個別排水処理施設管理費89万9,000円を減額し、2,119万円、浄化槽清掃保守業務確定に伴う更正減でございます。

2款事業費、1項1目個別排水処理施設建設費33万円を減額し、1,107万円、設置基数確

定による工事請負費の更正減でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第19号

○田村議長 日程第24、議案第19号 令和元年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 補正予算書97ページを御覧願います。あわせまして、説明資料77ページをお開き願います。議案第19号 令和元年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算。

令和元年度浦幌町の簡易水道特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,460万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億8,535万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

98ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

99ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正前限度額3,320万円、補正後限度額2,980万円、内容としまして簡易水道事業、補正前限度額3,320万円、補正後限度額2,980万円。計、補正前限度額3,320万円、補正後限度額2,980万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきま

しては変更はございません。

100ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の1の総括は、説明を省略させていただきます。

このたびの補正につきましては、給水工事、設計審査手数料の確定と消費税還付及び水道料金システム改修委託料の追加並びに統合簡易水道事業等の確定による減額補正をするものでございます。

101ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金951万2,000円を減額し、3,068万8,000円、水道管移設工事負担金の確定による更正減でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料384万8,000円を減額し、1億4,670万円、現年度における水道使用料の更正減でございます。

2項手数料、1目簡易水道手数料13万5,000円を追加し、23万5,000円、水道工事設計審査件数の増に伴う追加でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,420万9,000円を減額し、1億5,802万8,000円、一般会計からの繰入金の更正減でございます。

6款諸収入、2項1目雑入622万6,000円を追加し、622万8,000円、消費税還付に伴う追加でございます。

7款1項町債、1目簡易水道事業債340万円を減額し、2,980万円、簡易水道事業債の確定による更正減でございます。

102ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万2,000円を追加し、3,292万円、水道料金システムの内税方式から外税方式への変更に伴い、税額表示のシステム改修、給料及び平成30年度分消費税納付額並びに令和元年度分中間申告に伴う消費税納付額確定による公課費の追加並びに共済費、公営企業会計基本計画策定委託業務の確定による更正減でございます。

1款総務費、1項総務管理費、2目施設管理費73万6,000円を減額し、7,173万4,000円、浦幌浄水場施設等の水質監視装置点検調整保守業務及び環境整備委託料並びに備品購入の確定による更正減でございます。

2款1項事業費、1目給水事業費2,410万4,000円を減額し、9,271万円、簡易水道資産台帳作成委託業務確定による委託料と量水器取替え工事、簡易水道統合事業の浄水設備等更新工事並びに道路整備工事事業に伴う水道管移設工事の執行残による工事請負費の減額でございます。

3款1項公債費、2目利子16万円を減額し、3,080万円、長期債償還利子の確定による更正減でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 1点お伺いしたいのですけれども、補正予算書の最後の102ページの13節委託料の中の公営企業会計基本計画策定業務委託料についてなののですけれども、こちら公営企業会計基本計画は完成されたということかどうかが1点とこの公営企業会計に移るのはこれからの計画では何年度に公営企業会計に移るといような計画なのか教えていただきたい。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 現在委託業務のほうは検定はまだ終わっておりませんが、業務のほうは完成しているということになっております。以降、これから審議会等にかけて、公営企業会計に進んでいくのかについて協議していくということになっております。

いつからということなののですけれども、令和6年からという形で考えております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 同意第1号

○田村議長 日程第25、同意第1号 浦幌町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 同意第1号 浦幌町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町教育委員会教育長、久門好行は、令和2年3月31日をもって任期満了となるので、浦幌町教育委員会の教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

記、氏名、水野豊昭、住所、生年月日については記載のとおりであります。任期は、令

和2年4月1日から令和5年3月31日までであります。

経歴については、記載のとおりでありますけれども、現在更別小学校校長であり、前十勝小・中学校校長会会長も歴任されております。議会の同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、このたび退任されます久門教育長には平成21年からその要職に当たり、浦幌町の教育行政にその手腕をいかんなく発揮していただいております。子どもの教育に深い造詣と子どもを思いやる真摯な態度で常に接していただきました。教育の日を導入し、小中一貫コミュニティ・スクールを全国のモデル校にまで引き上げていただきました。改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。実は引き続き現職でとお願いをしていたところでもありますけれども、自分にはこれからまだまだすべきことがあるとの思いも強く、これ以上お引き止めすることがかないませんでした。私としては、共に歩んできたこの11年、振り返るときまさに感謝の言葉も見つかりませんが、これからはお体を大切に、奥様と共に次のステップに踏み出されるよう願ってやまないところであります。誠に心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

以上、同意第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、これより質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで議会としては久門教育長からお言葉を頂戴する機会は今以後ないと思いますので、この場にて久門教育長から一言お言葉を頂戴したいと思います。

○久門教育長 突然のご指名でありますので、お許しをいただきまして、お礼の言葉を申し上げます。

ただいま町長のほうから過分なお言葉を頂戴いたしました。私としましては本当に力不足で、皆様方に多くのご迷惑をおかけしたこと、反省をしております。しかし、旧委員会制度、4年、4年、任期8年、そして新になりましてから3年、3月31日をもって任期満了となります。町長にお話しいただきましたように、少しでも浦幌町民のために尽くしたいと、そういう気持ちで自分ではやってきたつもりでございます。本当に何も残せなかったかなと思ひながら、自分に与えられたこの期間、精いっぱい走り続けてまいりました。あとは次の方にバトンを渡して、風のごとく去っていくと。しかし、浦幌町のこと、浦幌町民の皆さんのこと、議員の皆さん、役場の皆さんのことは一生忘れることはありません。大変ありがとうございました。

○田村議長 教育長、大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。大変失礼をいたしまして、突然にお願いをしたこと、深くおわび申し上げます。

◎日程第26 同意第2号

○田村議長 日程第26、同意第2号 浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 同意第2号 浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町教育委員会委員、皆川隆信は、令和元年12月25日をもって辞職したため、浦幌町教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

記、氏名、関井まみ子、住所、生年月日につきましては記載しているとおりであります。

関井さんは地域の信頼も厚く、教育行政にも精通しておりますことから、議会の同意を求めるものであります。同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、第2号の説明とさせていただきます。

○田村議長 説明が終わりましたので、これより質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第27 同意第3号

○田村議長 日程第27、同意第3号 浦幌町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 同意第3号 浦幌町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

浦幌町固定資産評価審査委員会委員、臼井壽雄は、令和2年5月9日をもって任期満了となるので、浦幌町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

氏名、臼井壽雄、生年月日、住所につきましては記載のとおりでありますけれども、任期は令和2年5月10日から令和5年5月9日までであります。

臼井壽雄氏につきましては、平成11年5月より固定資産評価委員に選任されて以来7期を数えまして、固定資産評価に対する知識、経験等造詣が深く、さらに研修、研さんを重

ねてきているところであります。町民の財産である資産評価への信頼を維持するためにも、引き続き選任していただきたく、議会の同意を求めますので、議員各位の同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で同意3号の説明とさせていただきます。

○田村議長 説明が終わりましたので、これより質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

#### ◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。議事の都合により、明日から3月8日までの6日間休会とし、3月9日に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から3月8日までの6日間は休会とし、3月9日に会議を開くことに決定をいたしました。

#### ◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時41分